

平成30年第3回浦河町議会定例会議事録（第2号）

平成30年6月20日（水曜日）

◎出席議員

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 櫛 桁 秀 男 君 | 2番 | 木 下 浩 一 君 |
| 3番 | 武 藤 拓 也 君 | 4番 | 中 山 康 子 君 |
| 5番 | 辻 芳 明 君 | 6番 | 古 江 政 昭 君 |
| 7番 | 飯 田 美和子 君 | 8番 | 岡 崎 明 弘 君 |
| 10番 | 武 中 憲 士 君 | 11番 | 神 原 富三夫 君 |
| 12番 | 井 上 理 人 君 | 13番 | 斉 藤 隆 君 |
| 14番 | 米 谷 友 光 君 | 15番 | 鎌 田 信 一 君 |
| 16番 | 佐 藤 利 明 君 | 17番 | 荻 野 節 子 君 |
| 18番 | 佐々木 孝 雄 君 | | |

◎欠席議員

9番 小 原 庸 行 君

◎地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

| | |
|-------------------|-----------|
| 町 長 | 池 田 拓 君 |
| 副 町 長 | 松 田 有 宏 君 |
| 教 育 長 | 浅 野 浩 嗣 君 |
| 総 務 課 長 | 小 野 多 圓 君 |
| 総 務 課 参 事 | 土 居 覚 君 |
| 企 画 課 長 | 伊 藤 雅 教 君 |
| 企 画 課 参 事 | 芝 田 武 生 君 |
| 税 務 課 長 | 新 保 慶 二 君 |
| 会 計 管 理 者 | 吉 野 祐 司 君 |
| 町 民 課 長 | 佐々木 俊 也 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 小 林 正 樹 君 |
| 保 健 福 祉 課 参 事 | 盛 美穂子 君 |
| 子 育 て 医 療 課 長 | 長 崎 哲 之 君 |
| 産 業 課 長 | 熊 倉 整 君 |
| 産 業 課 参 事 | 住 吉 仁 昭 君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 真 下 修 君 |
| 建 設 課 長 | 富 野 良 則 君 |
| 建 設 課 参 事 | 高 田 良 一 君 |
| 建 設 課 技 術 長 | 大 宮 寛 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 三 浦 良 一 君 |
| 上 下 水 道 課 技 術 長 | 砂子澤 純 一 君 |
| 荻 伏 支 所 長 | 駒 澤 勲 君 |
| 教 育 委 員 会 管 理 課 長 | 田 中 聡 君 |
| 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 横 山 彰 君 |

| | | |
|-------------|----|-----|
| 教育委員会社会教育課長 | 和田 | 修君 |
| 総務課長補佐 | 室田 | 桂範君 |
| 総務課主幹 | 可知 | 俊泰君 |
| 代表監査委員 | 深澤 | 末治君 |

◎職務のため出席した議会事務局職員

| | | | | |
|---|---|----|----|---|
| 局 | 長 | 若生 | 正浩 | 君 |
| 次 | 長 | 久保 | 朋也 | 君 |
| 主 | 査 | 若林 | 寛之 | 君 |

◎議事日程

| | |
|------|-------|
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 一般質問 |

開議 午前 9時00分

◎開議宣告

○議長（佐々木孝雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、昨日に引き続き会議を開きます。

◎ 日程1 諸般の報告

○議長（佐々木孝雄君） 日程1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、説明員として町長、副町長、教育長並びに各課長、参事等を出席させております。

本日の会議に議員の欠席の届け出がありましたので、報告いたします。9番小原君は所用のため、欠席。

報告いたします。

議会広報特別委員会から議場内での写真撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願いたいと思います。

◎ 日程2 一般質問

○議長（佐々木孝雄君） それでは、これより議事に入ります。日程2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。4番、中山君の発言を許します。

（4番中山康子君 登壇）

○4番（中山康子君） おはようございます。

きのうは、ワールドカップ日本が初戦でめでたく勝ちました。サッカー好きな人もそうでない人も、まず日本のチームが勝つということは、すごくうれしいのではないのかなと思います。

一転して、シュールな話題になりますけれども、早速件名一般質問通告に従いまして、1件やります。

「子供を虐待から守る」新聞、テレビ報道で、東京都目黒区で発覚した女兒虐待事件が胸に痛みます。児童に限らず、乳幼児の虐待

も後を絶たず、社会問題になっております。しつけと称し、暴力を振るう身体的虐待。激しい叱りや罵声を浴びせる精神的虐待。食事満足に与えずに、衣類やお風呂にも入れず無視するネグレクトと呼ばれる育児放棄。目黒の女兒は、真冬のベランダに放置され、たった5歳の子供が、きょうよりあした、もっともっとできるようにするから、お願い許して、許してくださいとノートにつづられていました。私にも5歳の孫がいますが、やっとなどどしく名前を書けるようになったばかりで、孫の様子と重ね合わせ、どんなに褒めてほしかったことか、おなかいっぱい食べたかったことか、抱きしめてほしかったことか、胸が締めつけられる思いです。

当町は、乳幼児健診、子育て支援の充実は大変すばらしいと認識しているが、万が一、虐待の疑いがあるかもしれないなど、子供の将来にわたり、問題発生を未然に防ぐためにも、3歳児健診後は就学前健診となっているが、5歳児健診の実施を進めてはどうか。

3歳児では、主に発達障害の早期発見につながるには、コミュニケーション能力が未熟なため、はっきりとわからないこともあり、3歳、5歳、就学前と切れ目ない健診で保護者の様子や身体検査で何らかの問題、例えば、あざや発育状態で虐待の疑いも察知できるのではないかと思われるからです。健診が子供の虐待の早期発見や早期対応のきっかけになることもあり、虐待の児童死亡例の事例では、健診未受診に多いこともわかっており、3歳から就学前健診の3年間の中に、5歳児健診実施で未受診者への確かめの意味も含めるのではないかと思います。

日高地区の場合、児童相談所は室蘭に所在し、速やかな対応は難しいと思うが、現在の相談件数や当町の取り組みはどのようになっているのか。たった5歳の子供が、ひとりぼっちで暖房も灯りもない部屋で、自分で目覚まし時計をセットし、平仮名の書き取りをしている姿を想像するだけで、胸が潰れそうになります。過去には、当町でも郊外へ裸で

置き去りにし、家畜用の注射針でお尻を突き刺した事例もありました。早期発見、予防、救済の見地から関係機関と連携し、未来ある子供たちが明るく笑顔で健やかに育むことを願います。

今回のようないたたまれない事件が起こらないための問題提起も含め、次の3点を質問いたします。

1、当町の虐待の実態、相談件数、取り組みは。

2、5歳児健診の実進を進めては。

3、関係機関、児童相談所、子供支援センター、保健センター、幼保など、情報交換はあるのか、をお聞きいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 長崎課長。

○子育て医療課長（長崎哲之君） ただいまの中山議員からのご質問、児童虐待の関係ですけれども、3点のご質問のうち、当課で担当しております児童虐待の関係、1番目と3番目について、私のほうで答弁させていただき、2番目の健診全般につきましては、保健センターのほうで答弁させていただきたいと思っております。

それでは、まず1番目の当町の虐待の実態、相談件数、取り組みはというところでございます。中山議員ご指摘のとおり、東京都目黒区の事件を初め、全国の児童虐待など、痛ましい事件などが報道などで頻繁に行われておりまして、児童虐待の事件は全国的に年々増加傾向にあります。

北海道のほうで公表されている児童相談所、事業統計によりますと、平成28年度の実績では、道内全体では3,027件の児童虐待の相談対応があるとされており、このうち、室蘭児童相談所の管轄においては、426件の相談件数があると報告されております。浦河町における児童虐待等につきましては、報道にあったような痛ましい事件、虐待事件などは、近年は発生しておりません。

しかし、議員ご指摘のように、児童に対するしつけを超えた激しい叱責や、子供の目の前での激しい夫婦げんかなどの心理的虐待、

また、育児放棄や怠慢など、いわゆるネグレクトのケースを疑うようなさまざまな問題が、そういった相談が増加している状況にあります。

浦河町における児童虐待の疑いを含めた平成28年度の相談件数は、15件程度となっております。

こうした相談への対応の取り組みとしましては、町、それから町教育委員会、浦河保健所、室蘭児童相談所、町内の医療機関、それから児童養護施設、小中学校、保育所等の関係機関で構成される、浦河町要保護児童対策地域協議会、これ略して要対協と呼ばれるものなのですが、こちらにおいて個別事案ごとに、随時対応を協議して対策を行っているところです。

要保護児童対策協議会とは、児童の虐待を受けた子供の要保護児童に係るさまざまな情報交換や支援を行うことを目的に、平成16年に児童福祉法の改正によって、法的に位置づけられまして、その後、各市町村でも設置が義務づけられたものであります。浦河町においては、この要対協が設立される以前から子供の虐待防止ネットワークという組織が運営されていた経過もあり、現在の要対協の組織に移行した後も、関係機関での情報共有や相談家庭の早期の対応、早期介入などを既に行っていた経過もあり、重大な事故の防止につながっているというふうに思われます。

このほか、議員もご指摘いただきました子育て支援センターが実施している各種の子育て相談、そして保健センターが実施している健診や育児相談、教育委員会のほうで実施している児童生徒サポート事業、共育相談『元気』やスクールソーシャルワーカー、こういったカウンセリングなど、要支援児童やその家庭の日常の変化を、ちょっとした変化も見逃さないような、さまざまな取り組みを実施しておりまして、今後も支援を要する家庭を早期に発見して、切れ目のないサポートを行ってまいりたいと思っております。

次に、質問の3番目。関係機関との情報交

換はあるのかということでございます。関係機関との連携ですが、浦河町の要対協では、構成される関係機関の間で、毎月ケース会議や情報共有を行っているほか、緊急対応が必要なケースが発生した場合は、随時、その都度会議を招集して対応しているところです。

議員ご心配のとおり、日高及び胆振地区を担当する室蘭児童相談所は、道内の児童相談所においても、かなり広いエリアを担当しており、相談件数も年々増加していると伺っています。先日行われました室蘭児童相談所所管地域の市町村が参加する会議において、道から児童相談所の職員不足の課題も報告され、北海道では、今後、数年間かけて道内の児童福祉司を増員していくとの方針があると、そういった説明もありました。

こうした現状においても、迅速な対応を行うため、児童の一時保護の緊急対応のケースが発生した場合、当町の担当者が室蘭児童相談所まで土日関係なく、夜も緊急搬送を行うような対応も行っているところで、緊急対応として対応しております。

また、浦河町内には児童福祉施設の中に、日高子ども家庭支援センターというのが設置されておりまして、ここが室蘭児童相談所の委託で各種の相談支援や場合によっては、児童の一時保護も対応しているというようなことと、そういう施設もあるところです。

児童虐待の案件が発生した場合には、まず児童の生命や安全を第一に考え、速やかに対応することは当然のことですが、発生後の対応だけでなく、日ごろから困難を抱えた家庭が困り感というのですか、家庭がどういったことに困っているのかということ拾い上げて、虐待を未然に防止していくことが重要だというふうに考えております。

そのためには、今後も関係機関との一層の連携のほか、地域からの情報提供も有効活用していく必要があると思いますので、北海道と連携した児童虐待防止の普及啓発等にも、今後努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木孝雄君） 盛参事。

○保健福祉課参事（盛美穂子君） おはようございます。私のほうからは、議員ご質問の5歳児健診の実施を進めては、について、ご説明させていただきます。

議員ご提案の5歳児健診につきましては、現在のところ母子保健法などで法定義務化されたものではありませんが、平成16年に制定された発達障害者支援法において、乳幼児健診を行うに当たり、発達障害の早期発見に留意する必要性が明記されています。母子保健法に定められている3歳児健診の後、保育所や幼稚園での集団生活を始めるようになって、集団行動がとれない、自分勝手な行動が多い、指示が入りにくい、一人遊びが多いなど発達障害に対する気づき、相談につながるが多くなっています。

5歳児健診は、近年発達障害の症状と、就学後の不登校や学習のおくれなどの問題が、全国的に顕在化してきた中で、その対策の一つとして、先行自治体でモデル実施されてきたものが、その後、全国各地に広がってきたものです。浦河町が連携する秋田県大館市でも実施されており、昨年度保健福祉課、子育て医療課、教育委員会の3名の担当で大館市に訪問し、その取り組み状況の成果や課題なども視察を行ってきたところです。

大館市においては、就学前の発達障害の発見などについて、5歳児健診後に心配となる家庭は、「育ちの教室・ぐんぐん」などで幼児が小学校の生活や学習にスムーズに適應できるよう小集団による指導を行っています。

発達障害への対応は、健診を行うだけではなく、健診後の養育指導や家庭へのサポートをしっかりと取り組むことが大切であり、専門知識を持つ職員による指導やケア体制の構築と一体的に実施して、初めて効果があるとされ、その大きな課題の一つとして、発達障害を認定できる医師や、ケアを行う指導者、専門職員が全国的に不足している現状があります。

浦河町におきましては、子育て家庭に対し、

妊娠届からパパママ学級、新生児訪問、乳幼児健診や相談、予防接種など10回以上顔を合わせ、育児や病気予防について相談する機会を設けています。

また、町内の子育てサービスについては、「URAKAWA子育てサポートブック」を配布するなど、5歳になる前から心配な家庭の発見やケアに努め、必要に応じて専門機関への受診や児童デイサービスセンターなどへの療育につなげているところですが、発達障害や児童虐待相談の増加に対して、専門的な対応には苦慮しているところです。

こうした現状を踏まえ、浦河町としては、5歳児健診の実施については、引き続き研究しつつ、これまで実施している法定健診やさまざまな取り組みにより、妊産期からの顔の見える支援体制に努めてまいります。

いずれにしましても、浦河町の子育て家庭が地域で孤立せず、困ったときに相談できる仲間や専門職が身近にいること。地域の一人一人が子育て家庭に目配りできるようネットワークを広げることが大切であると考えており、今後も子育て家庭や児童に対して、地域の限りある資源や人材を活用しながら、発達障害の早期発見や虐待予防にも対応してまいりますと考えておりますのでご理解ください。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 中山議員。

○4番（中山康子君） ありがとうございます。まず、私も北海道のやつを調べたのですが、これ28年度までしかないのですけれども、全道では昨年、平成28年度までの北海道のデータなのですけれども、4,825人が出ています。今回、室蘭の管轄で言ったら、426人で、浦河は大きな虐待の発生はなかったということですか。

○子育て医療課長（長崎哲之君） 虐待というところまで事件性がある虐待はありませんでした。相談も含めて、疑いも含めて15件程度あったということです。

○議長（佐々木孝雄君） 中山議員。

○4番（中山康子君） わかりました。思っ

たよりなくてよかったかなというのが実感です。本当に浦河の場合は、さっきもおっしゃいました子育てに関する、昨年できたピンクの今持ってきたけど、そういうものとか、子育てサポートブックですね。毎月うちのほうにも、こうやって「えがお」6月号も配達してくれて目を通してはいるのですが、本当にきめ細かで、職員も大変だろうなど。わざわざ家まで運んでくれて、来たときにもらいに行くからいいのになと思いつつ、いつも楽しみにしている部分と、もうちょっとこうしたらいいのかなという部分もあったりもするので、それはまた直接係のほうに行ってお話したいと思います。

ちっちゃい部分では、15件の相談、中身に関しては、虐待って結構デリケートな部分もあるので、聞きたい部分もあるけど大体おおよそわかります。

今回この目黒の事件の後にも、きのう、2、3日前にもちょっと場所は忘れてしまったのですけれども、テレビの台に子供を閉じ込めて、低酸素何とかかんとかというのもあったり、そのちょっと前には2カ月、3カ月の乳幼児、これ実の父親が哺乳瓶でミルクを飲ませるのに、それで窒息死させたという事件もあるので、子供よりか本当は親の教育がすごく大事だなと思うのですけれども。

ただ、このパパママ学級とかこういう冊子を見るだけでは、ちょっとそういう予防とか、本当にまず一子目生まれて親になる。二子目から少し余裕を持って、子育てに携われるとか、うちの夫なんか全然しなかったのですけれども。だから、もうちょっとその親教育の部分でこの虐待、さっきの笑顔に関しても、この冊子にそういう虐待のことを書くのは、少しちょっと重たい気もするのですけれども、事例の部分とか相談しやすい体質、悩みをもっと聞いてくれるシステム。全部が全部、役場にしろとは思わないのですけれども、さっきの要対協みたいな分野で、いろいろ私もさっき虐待防止ネットワークは知っていたのですけれども、要対協のほうに変わったと

いうのも初めてわかったので、そこら辺も、もうちょっと具体的に、今書き記しできなかつたのですけれども、もう一度組織、今ぱっと書くので言ってください。皆さんにもわかってほしいので。

○議長（佐々木孝雄君） 長崎課長。

○子育て医療課長（長崎哲之君） ありがとうございます。

まさに、議員ご指摘のとおり、児童虐待に関しては今、いろいろ都会のほうでも報道されていて、最近の傾向なのですけれども、非常にわかりにくくなっています。過去においては例えば、貧困で食べられなくてと見た目にはわかりやすく虐待が疑われるケースがあったのですけれども、最近、そういった家庭よりは、普通の家庭なのですけれども、虐待が疑われるというようなケースがふえている傾向があります。

ご質問のありました、そういうなかなか外目に見えにくい虐待、外側だけでは判断しにくいというのがあるので、関係機関、先ほど要対協の組織の中に、浦河町、それから浦河町教育委員会、それから保健所、それから室蘭児童相談所、町内の医療機関全て。それから児童養護施設、それから小中学校、保育所と。

これ児童虐待防止法に規定されておりまして、各それがそういう虐待を発見した場合は、通告する義務というのは、法律上もうなっているのです。各学校とか幼稚園でも、疑わしい事例があったら全て町のほうに連絡が来るのが法律上義務づけられております。その連絡を受けたところが、この要対協という組織の中で対応を協議してやるというのが、今こういった体制になっています。

法律上もそうですけれども、地域の方、特に報道もありますので、地域住民の方からも通告が来ることももちろんありますし、警察を通じて通告が来ることもありますので、そういう形でいろいろなチャンネルでちょっと疑わしいことでもすぐに連絡が来ると。早いうちから介入するというような形の体制を

とっています。

浦河町におきましては、先ほど言った、盛参事言いましたとおり、子供が生まれてから早い段階でちょっと心配事があるお母さん、悩んでいそうな、顔色が悪いちょっとお母さんがいたら、すぐに声かけして。虐待と言うと大体、そういう相談はいいです、と逆に予防線を張られてしまうので、気軽にいろいろなチャンネルの相談窓口を設けて、ちょっとした心配事からすぐに専門家につなぐというような体制をとっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木孝雄君） 中山議員。

○4番（中山康子君） では、2番のほうにいきます。

秋田県大館市に行ってきたのですね。いろいろ私も調べたら、結構、北海道の自治体もこれに取り組んでいるところもあるようです。ただ、今聞いていたら手間暇というか、お金がかかったり、職員の専門職の部分でそこはもしできるのであれば、常日ごろ委員会でも先輩議員が言っている理学療法士とか、いろいろな資格を持っている人たちが側面で、今はまなすにも来ているのですよね。そこがいろいろ回っているのも以前お聞きしていたので、そこら辺はもうちょっと人員、深く、たくさん入れられたらいいかなと思うのですけれども、そこら辺は厳しいのですか。

○議長（佐々木孝雄君） 松田副町長。

○副町長（松田有宏君） ただいまのご質問にお答えいたしますけれども、まず、浦河町においては、先ほど担当課から申し上げたとおり、要対協という組織を組んでやっております。そこに、あらゆる分野の関係者の皆さんが参加をしている。その中で対応しております。浦河ぐらゐの規模の町としては、組織メンバー的には非常に充実しているなどといったふうには、自分も実際体験をしておりますので、担当をしておりましたので思っております。

ただ、それでも現状の起きてくる案件に対応するのがもういっぱいいっぱいの状況。し

かも、これは1回で終わらず、ずっと継続でやっているという面もあります。と言いますのは、もちろんいわゆる虐待をするほうが一方的に悪いのですけれども、解決するためには、なぜ保護者がそういうことをしてしまうのかといったところまで踏み込まなければ、再発は防げないというふうになっていますので、そういったところを、日ごろ要対協などを通じて行っていると。

ですから、先ほど保健センターからお答えしたのは、5歳児健診をやりませんか、できませんということではなくて、そこに行くまでの前段のところ、今、一生懸命やっているのだけれども、そこをまずしっかりやった上で、課題としては、さらにそのプラスアルファのものを求めていくとすれば、やはりどうしても専門的な部分というスキルを持った職員なのか、仕組みなのか、そういったものをつくっていかなければ、あれもこれもということではできないなという、そういう趣旨でお答えをさせていただきましたので、5歳児健診を含めて、さらに対応方法をふやしていくとすれば、そういった課題もあるということをご理解いただければなというふうに思います。

○議長（佐々木孝雄君） 中山議員。

○4番（中山康子君） 答弁の中に、これから研究しつつ、今の副町長の答弁も、私はすぐやれ、やるのは難しいのは十分承知の上なので、これからはこういうふうにできたら、子供もだんだん減ってきているし、手厚く切れ目なく、もしくは虐待とかいろいろな病気とか、産後、就学時前と、この歳の羅列の中でいろいろな病気、虐待とかも発見できるかなと思って、この5歳児健診を進めているので、これからいろいろ大変かと思うのですけれども、進めてほしいかなと思います。

次、3番目に行きます。

情報交換の部分も、さっきの要対協の部分でよくわかりました。浦河の場合は、担当が室蘭児童相談所なのですけれども、今、分室ではないのですけれども、かかわる部分で子

供支援センターのこと、確認ですけど。ただ、そこつながっても、結局は、室蘭児童相談所ですよ。でもすごい日胆地区の場合は、ここからすごい離れていて、一時記事で見ただけですけれども、苫小牧が結構相談件数多くて、苫小牧に児相の分室みたいなのを移してほしい意見も、去年、ちょっと忘れてしまったのですけど、そういうのも含めて、それならもっともっと私たち浦河の部分、えりも、様似、近くなっていいかなと思うのですけど、そこら辺はどういうふうに進んでいるのか、まだわからないですか。

○議長（佐々木孝雄君） 長崎課長。

○子育て医療課長（長崎哲之君） 室蘭児童相談所の、先ほど私答弁の中でも管内の関係機関の室蘭児童相談所所管の会議、実は、その関係の会議でございまして、議員ご指摘のとおり、報道にあったとおり苫小牧市が児童虐待案件が、かなり相談がふえていて、室蘭児童相談所だけの中でも一番多いと。それで分室をつくってほしいというような苫小牧市を中心に、道議会のほうにも含めて、いろいろな要望がありました。それを受けて、今年度もう2回ほど、室蘭と苫小牧、それから浦河も含めてですけれども、管内の関係市町村と児童虐待関係に関係する関係者、あと施設ですとか、それから里親の方とかが集まった会議、2回ほど行っています。それぞれの市町村の実態は今どうですか、というようなことも聞き取りもして、最終的に7月にもう一回会議があって、その中で聞いた中で、最終的には、道が今後どうするかという方向性を示すというところまでは来ています。

一応、日高管内各町それぞれの意見としては、もちろん室蘭から苫小牧、近くなることはありがたいことなのですけれども、そもそも先ほど申し上げたとおり、児童相談所の児童福祉司さん自体も、ケースに対応し切れていないというのがあるので、まず本質は室蘭児童相談所そのものの機能強化が必要ではないのですかというようなことは、当町の意見としては申し上げさせていただいているところです。

そういった形で、とにかく豊浦からえりもまで、かなり守備範囲が広いものですから、そこら辺は道のあり方は、道のほうがこの各市町村との協議を踏まえた中で、今年度末ぐらいまでには方向性を示されるものだというふうに思っております。

○議長（佐々木孝雄君） 中山議員。

○4番（中山康子君） わかりました。今、児相のことでもう本当にいろいろな事件が起きたときに、児相に対するというか児相の事務的な部分で、聞いていたらいつも何か後手後手で、結局、何かやろうと思ったけどできなかったとか、そういうケースが多いなというふうに聞いているので、今回の目黒だって、香川県から東京に来たのも、いわゆる田舎にいるより東京にいたほうが発覚するのを免れるみたいなものもあるような記事も出ていたので、多分、児相も人手が足りないのかな、そういう部分も含めて苦小牧、もしくはこっち保健センターや各自治体にも分室的なものもあればいいかな、と感じました。

今回、結構私たちも役場任せではなくて、身近にそういう泣き声とか、何かお母さんの様子が変わるとか、常にアンテナ張って、役場任せではなくて、私たち住民もしっかりその辺のケア、もしくは通告とかして、本当に浦河からそういう事件のないように、子供たちを安心、安全、そして健康で過ごせるように見守っていきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 以上で、中山君の質問を終わります。

次に、8番岡崎君の発言を許します。

（8番岡崎明弘君 登壇）

○8番（岡崎明弘君） それでは、一般質問をさせていただきます。

1点目は、道の河川やうらら湖の周辺の管理が非常にわかりにくくなって、今までいろいろな形の中でやってきたのですが、わからなくなっております。それを、どのような形で明確にさせていただけるかということ、まずもって質問させてもらいます。

昭和56年の大雨で、向別が大災害になりました。それで、本当にあのときの災害は、僕方も、もろに受けまして、水が本当に5分か10分で、もう僕の首ぐらいまで、がっこのぼってきたのですが、向別の久保田さんというところのうちはあったのですが、あそこを奥に上がっていったときに、馬の背の上を水が流れていた。そういう思いがありました。本当にあのとき、馬というのは利口だなと思ったのは、水がこっち側から流れてくるから子供をこちらに置いて、子供をかばっていたそういうものの姿も目の当たりに見ております。

そういうことがありまして、浦河町にいろいろな形の中でご尽力いただいて、陳情をいただいて、平成12年に向別に治水うらら湖のダムができたわけですが、それから設けて20年たちます。その中において、うらら湖も、浦河の観光の一つになっておりますが、いろいろもう余り手入れもしないものですから、乱雑になっております。

あそこでは道と、それから浦河町と、漁業協同組合が水利権を持っていて、三つの団体があそこに入っております。それで、僕らもよく言うのですが、どこの団体がどういうふうに整理を種々するのか、そういうものをいろいろ試すのですが、そういうことが明確になっていないものですから、今回そういうことを明確にさせていただきたい。あそこに道のほうで桜の木も40本ばかり植えていただいております。それも、ただ大きくなっていくだけで整理もしていないから、大変状況が悪いような状況になっていきますので、やはり浦河の観光の一つになっているうらら湖は、やっぱりそういうところ桜も手入れしてやって、やっぱりいい湖にしたいなど。治水ダムにしたいなど思っておりますので、質問をいたしたいと思います。

道が管理している河川について、どこまで道の管理で、どこまでが町の管理となっているのか明確になっていない。また、うらら湖の周辺には桜の木もたくさんあります。水辺

の周辺地域には、道と町との管理区分が分かれているため、管理に当たって複雑な状況となっております。道と町の管理区分を明確に示すべきだと考えるが、町の見解は。

2点目です。雇用確保の対策についてです。これは私も先日も建設業者の皆さんと懇談もちょっとさせていただいたのですが、「今あと5年ぐらいしたら建設業者で浦河に大工さんも誰もいなくなりますよ」と言われました。びっくりしました。これは、軽種馬産業も後継者がいないということで、それもみんな同じだと思っている。商店街もみんなそうだと思うのです。そういう話を聞いて、これは何とかやっぱり浦河町の存続のためには、やっぱり、そういうものをいち早く解決するのが大事ではないかということで、一般質問をさせていただきます。

町内の住宅建設は、町外の業者に発注が多く、町内での建設関係者は雇用の場が減っている。このままでは近い将来、町内から大工さんがいなくなるのではないかと心配されております。

また、今、浦河の建設業者の中でも、大工さんがそろって工事ができるというところは2、3件みたいです。これは、僕は余りはっきりした実態はわかっていません。そういう実態になっているそうでございます。これは、専門的な技術が必要な地元の職人を育てることは、浦河町の発展につながる。一刻も早く対応すべきだと思います。

これはなかなか、口では簡単に言いますけど、その大工さんになるという職種が、自分が本当に今の若者が、私が大工になってという、そういう気持ちにならなければ、なかなかできない案件だと思っておりますが、町としてどのような見解を持っているのか、お聞きしたいと思います。

それから、一次産業を初め、後継者不足。これはどこの企業でもそうだと思うのですが、後継者不足が深刻になっております。担い手や後継者をふやすための施設は、町ではいろいろな政策を行っているが、問題

の解決には至っていないと思います。これはもう本当に10年も前から町長さんもいろいろな形の中で、行政法もいろいろな形の中で政策を打っているわけですが、結果的にそれに歯どめがかからない。それはどうしたらいいかと。これは、僕の単純な考えなのですが、一次産業を初め、後継者不足が深刻な問題となっている。担い手や後継者をふやすために、施策は町でいろいろな形をもってやっていることは理解するが問題の解決には至っていないことは事実だと思います。

こうした問題を解決するために、今、国の施策で各町村でもいろいろなことをやっておりますが、一刻も早く外国人労働者の受け入れを検討すべきと。これは、新しい副町長さんになられている松田副町長さんとも、もう5年ぐらい前からいろいろ話しております。なかなか、これも問題が大変だと思いますが、その問題が大変だからできないという形の中では済まないと、私自身思っております。

そういうことで、町の見解を聞かせていただきたいと思っております。

それから3点目の農協の合併の問題なのですが、これは昨日、櫛桁議員が質問しております。議長さんから重複はしないでくださいということ承っておりますので、この問題は削除させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 真下課長。

○商工観光課長（真下 修君） おはようございます。

岡崎議員の1点目の道管理河川やうらら湖周辺の管理区分の明確化を、について、私のほうからご答弁させていただきます。

うらら湖につきましては、平成11年に完成し、平成12年に町と北海道で環境施設に関する協定を結び、管理区域を区分けしているところでございます。

町が維持管理運営を行う部分につきましては、うらら湖上手の道道から北へ入った多目的広場と、さらに道道を進んだ南側から入る作業道沿いの桜の植栽、それとダム周辺の右

岸道路、左岸道路に植栽がありまして、その下刈り、植栽の管理というものが町の管理区域となっております。

町では、当該区域のうち、多目的広場と作業道路沿いの草刈りを実施しているところですが、管理区域の全てを万全に管理ができていくということではなく、桜の植栽につきましては、病気がついているものも認められるという状況になっておりますので、今後、専門家のご意見を聞きながら、対応していきたいというふうに考えております。

また、現在、湖の水辺までの道につきましては、上流からの土砂の流入により、乗用車では通行できない状況でありまして、町の管理区域ではありませんが、湖の有効活用に資するための通路の確保の作業が可能か、道と協議していきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、議員指摘の協定外の区域の管理につきましては、その都度、道との協議や許可が必要になるというものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木孝雄君） 高田参事。

○建設課参事（高田良一君） おはようございます。

私のほうからは、岡崎議員2番目のご質問、雇用の確保と対策についての1点目、町内建築関係者の雇用の場と、地元職人の育成についての見解はということでご答弁させていただきたいと思っております。

国土交通省の発表によりますと、全国の建設業許可業社数は、平成11年のピーク時で60万1,000社。28年度では、46万5,000社となり、22.6%の減少となっております。

また、就業者についても、平成9年のピーク時では685万人。28年度では、492万人となり、28.1%の減少となっております。年齢別構成ですが、55歳以上の労働者の方が33.9%。それに比べて29歳以下の労働者の方は、11%と非常に低い状態となっております。

当町の建築工事における指名業者数にしましても、平成19年度では18社が指名に参加しておりましたが、29年度末には12社に減少しております。実に33%減少している形になっております。

また、町内の技能者数、職人さんの人数におきましても、平成19年度では505名いらっしゃったのが、29年度は373人と26%の減少となっております。当町におきましても業者数と技能士さんの数は減っている状況であり、さらに現場のほうを見渡しても、なかなか若い人が入ってきていない状態が続いていると考えております。

民間住宅の工事におきましては、ここ10年を前半と後半に分けてみて、考えてみますと、前半の平成20年度から24年度までの住宅工事件数は111件。後半における25年から29年度においては100件と、10件減少しており、約10%減少している状態です。また、町内業者での工事の施工率ですけれども、前半のほうは、111件に対して56件、約50.6%町内業者で施工されていたのが、後半におきましては100件のうち40件となり40%の施工となっております。いずれにしろ民間工事においても、なかなか町内の業者さんが受注している機会が少なくなっていると考えております。

そのため町では、雇用の確保の場として、町営住宅等の設計を木造住宅として、在来木造としております。まずは、そして、川沿団地、26年度から始まっておりますが、ここ5年間で発注金額は19億円に達しております。労働者の延べ人数においても約2万2,000人、その川沿団地で働いております。そのうち、町内の労働者は約90%の2万人弱が川沿団地で工事として働いていただいております。

また、荻伏B団地についても、今後3年間で約6億円の工事を発注しようと考えておりますので、町としては雇用の場に努めている形でございます。

それから民間住宅についても非常に減って

いるという状況です。町としましては、平成23年度から浦河町住宅新築リフォーム等支援補助事業を実施しております。それで、平成29年までの補助件数ですが、321件。補助対象工事費については、15億6,200万円。補助金の合計は、6,640万円となっており、平成28年からは、さらに子育て支援ということで補助金の増額をしております。

また、今年度におきましても、予算額も過去最高の1,500万となっており、浦河町としましては、先ほど申しました公共工事とそれから民間工事に対する支援を行って、雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、建築技術者の育成についてですが、なかなか難しいところが、確かにございまして、建設業は非常に労働条件が厳しく、全国的に見ても建築技術者になろうという若者が大変減っている状態です。このため、国では、建設業の働き方改革の推進として週休2日制の導入、なかなか建設業では、今のところ週休2日というのは難しいところではありますが、国としては、週休2日制の導入や、ここ数年、それから労務単価と諸経費率の引き上げをして、若者も働きやすい環境づくりを目指しているところでもありますので、町としても、これらの施策に合わせて取り組みをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木孝雄君） 伊藤課長。

○企画課長（伊藤雅教君） おはようございます。

私のほうからは、雇用の確保対策に関するご質問のうち、2点目の一刻も早く外国人労働者の受け入れを検討すべきについてお答えさせていただきます。

まず、5月末現在、町内には188人の外国人の皆さんが住んでおられ、昨年と比べますと1.5倍、65人の増となっております。特に軽種馬の調育成の分野を中心に集まっているものと認識しているところであります。

政府は6月15日に、経済財政運営と改革の基本方針を閣議決定し、少子高齢化などにより、人手不足が深刻化していることから来年度から新たな外国人労働者の受け入れを図り、2025年、平成37年までに50万人を超える就業を目指すことを説明しております。

この中で、具体的な拡大業種は明確に示されていませんが、定法では農業や建設、宿泊、介護、造船の5分野を想定し、今後その分野以外にもふえる可能性があるとされております。

その中で、今現在技能実習で入ってこられている、技能実習終了後5年間最大ありますけれども、終了後、その後にこの新しい制度の中では、今示されている中では、5年間継続でという部分の位置づけが示されているところであり、技能実習5年を含め、トータルで10年間ということが想定されていると聞いております。

このことも踏まえて、今後、まだまだこの新しい制度は、まだ固まっておられませんので、町としては注視していくものであります。

いずれにいたしましても、労働者不足は深刻な問題となっておりますので、既存制度の活用を含め、支援制度の情報収集や情報提供、関係団体との連絡調整などで連携していければと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 池田町長。

○町長（池田 拓君） 労働者の確保の関係、本当に深刻な問題というふうに捉まえております。東京に行ったら、私、新橋が定宿なのですけれども、新橋の周りの飲食店街、もう半分以上は外国の方です。コンビニに至ったら、もう8割くらいまでが外国の方だというふうに思っています。

ですから、今の日本経済、我々が思っている以上に外国人労働力に頼っているところが非常に大きいのかなというふうに思っています。先般、東京に出張したときに、今インド

人の方が浦河町内にふえて、去年は不幸な事故もありましたので、せっかく浦河にこうやって働いてくれる人たちが、より働きやすい町にするためにということで、ちょっとインド大使館のほうに赴いてご相談もしてきたのですけれども、いずれにしても、ご質問のあったように農業の分野だとか、建設の分野だとかそういったような分野では、国は今大きな方向転換されている時期でありますので、そういったようなところに特に農業の場合でも、ともすれば、軽種馬の関係は省かれるといえますか、そういったような傾向もありますので、そういったようなことを含んで、法制度できるように、これからもしっかりと選出の国会議員を含めて使い勝手のいいような制度にしてもらえるような働きかけについては、強めていきたいなというふうに考えております。

日本人でもって若い就労者がふえてくるということが理想ではありますけれども、なかなか、そこところが難しい課題もありますので、その中でもって浦河町の産業をこれ以上疲弊させないためにも、働き手の確保というのはもうちょっと上にも広げて、町民の皆さんの理解をいただきながら進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（佐々木孝雄君） 岡崎議員。

○8番（岡崎明弘君） 再質問させていただきます。

これも何年前にちょっと問題になって解決やらもつかないでいたのですけれども、うらら湖で、今、漁業協同組合も年間1回か2回ぐらい魚の放流をさせていただいているのですよね。それで子供方が来て、バーベキューハウスだとか何とかでやって、それで楽しんで。そういうことは非常にありがたいことなのです。だから、漁業協同組合も一生懸命協力してくれている。そういうことは非常にありがたいことなのだけど、それとともに今ボートとかカヌーが物すごい、これからなっ

たらすごい来るのですよ。いろいろな人が。そういう人方が、例えばカヌーやっていて、あそこで間違っただけで事故がありましたと。そうになったときに、これ、どこが責任とるのか、そういうものをちょっと明確な形にしておかないと、どこが責任をとって、みんな責任のなすり合いなわけにはいかないと思うのですが、その辺をどのような考え方を持っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木孝雄君） 真下課長。

○商工観光課長（真下 修君） ただいまの質問でございますけれども、まず道や町がつくった設備、施設、これに起因する事故につきましては、当然そのつくったところが、管理責任があるというふうに考えます。ただ、その水辺と言いますか、湖面に出てそこで何かの事故、転覆したとかという部分につきましては、残念ながら、その町とか道の管理区域の中ではありますけれども、その事故の部分の責任につきましては、海で、海水浴で溺れるとか、そういったことと同じようなことになるのではないかとこのように考えます。

あくまでも、その施設の管理責任の部分の賠償責任というのは生じてくると思いますけれども、それ以外の部分についての事故につきましては、それぞれの対応になるとは思いますが、基本的には、その本人の自己責任というような形になるのではないかとこのように考えます。

○議長（佐々木孝雄君） 岡崎議員。

○8番（岡崎明弘君） わかりました。そのことをやっぱりちゃんときちっとはっきりしておかないと、万が一事故があったときにどこが責任とるだとか、浦河町に押しつけるだとか、漁業組合に押しつけるとかということになったら困るので、だから、そういうことは、はっきりしておいたほうがいいと思うので今お聞きした。それは、もう自己責任ということですね。わかりました。

それから2問目。お仕事も大変発注していただいて、浦河の業者の人方も大変喜んで、そういう事々は聞いているのですよ。だけど

私の言っているのは、それは、もう非常にありがたいことなのだけど、結局あと5年たってしまうと、今、大体65歳なら5年たったら70ですよ。そうすると、大工さんの本当の専門職の大工さんがいなくなるというわけだ。だから町は、川沿とか何かもそうなのだけど、木材を使ってというそういう理想論でやっているのだけど。だけど5年たつて大工さんがいなくなればそういう理想論もできなくなってしまうのですよね。だから僕は、そういう人がいなくならないうちに、何とか大工さんになる人を養成すること。それは、なかなか難しいと思うのですよ。僕も勝手に口で言うのだけど、そんな簡単にできることではないのだけど、先ほど言われたけど、例えば週休2日制だとか、そういうのもいろいろあると思うのです。

だからやっぱり、今の若い人方というのは、お仕事もしているのですけど、休みだとか娯楽だとかそういうものを非常に重視するのですよね。だから、僕の知っているこの外人が今188人入っていると言っていたのだけど、そこは、本当、競馬の技術の人ばかりなの。

ある牧場は、今、朝6時出勤で夕方は4時になったら上がりますからね。だからやっぱりみんな、外人さん方もそういうことに、ああ、ここはいいということになるのですよ。やっぱりそういう改革も、みんな牧場でも産業でも、みんなある程度はしていかないと追いついていけないと思う、今の若い人が本当にいいというふうになるということ。なかなか大変だと思うのだけど。だけど、そういうことばかり言っていられないので、だから、やっぱり行政として、その大工さんの育成を、それは大変だと僕も思っています。そのことをどのような形でこれからやっていただけるのか、ちょっとお聞きしたいのですけど。

○議長（佐々木孝雄君） 高田参事。

○建設課参事（高田良一君） ただいまのご質問、非常に難しいところがありまして、なかなか答えづらいのがありますけれども、ま

ずその大工の職人さんを育てるということは、まずはその地域にその大工さんのお仕事がないと、それと、さらにそれを雇う会社がなければならないと。職人さんがいて、それがそこで雇う会社があって、そして次には、その会社が十分に営業できるだけの工事が、公共なり民間からあると。

町としては、先ほど申したようにいろいろたくさん発注してやってくださいね、やってくださいねという形をとっているのですが、なかなか現状では、少子化もありまして、若手になりづらいということがあります。

それで、最近ですが、今まで、その建設業の方々というのは社長さんを含めて、どっちかというと非常に工事が少なくて、どっちかというとスリム化しようとしていた時代だったのですが、最近において代も変わったりして、このままではいけないのではないかなというような急務も最近出ています、民間業者の間に。そして、その民間業者の間は、やはり議員おっしゃられるとおり、何かやって、そして、大工さんとかの職につなげたいということで、例えば小学校に行って、スプーンだとか、木材のスプーンを削ったり何なりして、授業をやってものづくりの楽しさをまず覚えていただくとか、それから高校生のインターンシップ制度などを活用して、今まで、なかなか建築現場というのは、なかなかそういう子がいなかったのですけれども、昨年あたりでは4名ほどが建設会社にインターンシップで来て、そして、建設現場で実際に体験してもらって、ものづくりの楽しさを教えて、それが将来の大工さんにつながればいいかなということで、今年度も数件の活動をする予定として、我々は報告を受けております。

それで、町としましても、今、議員おっしゃるとおり、非常に大工さんのなり手、大工さんばかりではなくて左官屋さんもそうですし、ペンキ屋さんもそうですし、大工さんに限らずなのですけれども、いろいろなものづくりだとかを通じて、そういう若者が参入

していただけるような活動というのは、我々としても支援していきたいと思っています。

また、町では直接大工さんの育成とかという部分については、なかなか難しいところもありますので民間企業でやろうとしているような活動を応援しながら、大工さん等の育成に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木孝雄君） 岡崎議員。

○8番（岡崎明弘君） わかりました。難しいことはわかっていて質問しているのですよ。自分の子供でも後継ぎにするなんていうのは珍しいからね、今、浦河では、牧場でも。次から次へとなくなっていく。それが現実だから。だけど、僕も牧場のことを、人間いないから何とかお願いしますとは、間違っていると言わないので。だからやっぱりそういう話を聞いてから言うのであって、それが現実のところなのさ。だから、牧場でも本当に大変な状態が来ると思いますよ。自分の息子に牧場を後継ぎさせるなんて、10人いたら2人か3人ではないか。実態にはそういうことなのさ。だからただ、僕が言えるのは、やはり大工さんでも何でも収益が上がれば、みんな人間は欲だから、そこには入ってくるのさ。だからその収益をどうやって上げるかということをやっぴり考えてやらないと。

だから朝5時から晩の8時まで使うだとかそんな時代ではないですから。そういうものも、やっぱりいろいろな形の中でアドバイスもしてやるのが、僕は一番大事だと思います。

そういうことでお願いいたします。それは終わります。

それから、外人の問題なのですが、これもなかなか大変な問題だと思うのです。だから、軽種馬の188人いるというけど、軽種馬に入っている人が150人ぐらだよ。そうでしょう。でも、それはみんな技術者だから。だから、高いお金を払って日本のジョッキー、乗る役がないから外人を連れてきてやっている。給料も高いですよ。だから、それはそ

れでいいのさ。ただ、僕は農家だとか、例えば建築業にしても、それこそ今工事をやるといっても人が足りないですよ。農家でもそういうことがたくさんあるわけだ。僕、いちごの問題でもそういうところあると思うのですよ。だから、やっぱりそういうことをなくするためには、今はやっぱり各団体でいろいろ外人を招いて、そういうお仕事をお手伝いしてもらって、技能してもらって、やっぱり両方ともよくなるような形にするのには、やっぱり早くやらなければだめだなと思うのです。

ただ、それは一団体がやれと言ったってなかなかできることではないのさ、これ。だからやっぱり町が率先して、僕の気持ちだよ、町が率先して、例えば10人入れるにしても館も提供してやり、すべからくやらなければだめだと思う。それは、なかなか難しい問題だと思うのだけど、そういう形の中でやっていかなければ、なかなかできないと思うので。その点、今、副町長になった松田君ともう5年来、話してまして、浦河町の考え方として、松田君の考え方をちょっとお願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 松田副町長。

○副町長（松田有宏君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。まず冒頭、5年ほど議論をしていると言っておりますが、この話、私、企画に来てからなので5年もやっていないなど。ただ、それだけ昔から課題としてある大きな問題だなというふうには認識をしております。

それで、企画課のときにも、この議会でご質問をいただいて、お答えをしている部分がありまして、まず、この日本という国で外国人の方が働くためにはどうしてもビザというか、まずそういったものがなければ働けないという前提がございまして、今現在働いていらっしゃるのは、騎乗者の方は特殊技能ということで、ビザが取れますからいいのですけれども、それ以外の方、いわゆる労働力といった部分を担える外国人の方というのは、やはりそれなりの限られた制度でなければ働

けないという現状があると。ですから、難しさはその現状の中でどういうふうな形をつくっていきけるのかということだと思っておりますけれども、残念ながら、例えば浦河の場合、農業と言えれば中心は軽種馬ですから、例えば技能研修制度では軽種馬がメニューとして認められていないですとか、そういった問題がある。ここは日本という国の方向性が変わらない限り、ちょっと乗り越えられない部分ではあるかと思えます。

ただ一方で、先ほど企画課長がお答えしたように、労働力確保という視点も必要ではないかという動きは出てきておりますので、農業を含めた5分野については、今までよりは少し緩和されるというか、幅広い考え方で外国人の方が働けるようになるのではないかという状況が出てまいりました。

そういった状況を踏まえまして、いずれにいたしましても、行政だけがやれるものでもありませんし、実際受け入れる側だけでやれということも、それも難しいというのは重々わかっておりますので、この外国人の方を働いていただくためには、それぞれがどういう役割を果たせばいいのかなというのは、やはり地域として考えなければならない。雇う側はあくまでも農業では農家の皆さんです。それでいけば、町として、その場合、何ができるかといえ、現時点でも外国の方がふえてきているから町のできる部分としては、例えば外国語表記をちゃんとしましょうですとか、そういったことを少しずつ始めておりますし、先ほど言われた住む場所ですか、住む場所というものを今度必要だということになれば、それをどうすれば解決できるのかなというのは、受け入れる側だけが考えればいいことですよというふうには思っておりませんので、そういったことで町としても、この地域の労働力の確保として外国人ということが大きな選択肢となるのであれば、なるのを期待されているのだらうなと思っておりますので、そういった中で関係機関などと一緒に進めるべき問題だと、そのように認識をしてい

るところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐々木孝雄君） 岡崎議員。

○8番（岡崎明弘君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（佐々木孝雄君） 以上で、岡崎君の質問を終わります。

10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長（佐々木孝雄君） 会議を再開いたします。

次に14番、米谷君の発言を許します。

（14番米谷友光君 登壇）

○14番（米谷友光君） 発言通告書に従い、教職員住宅の現状と今後の取り組みについて質問をいたします。

今までも何人かの議員が質問をしていましたが、改めてお聞きいたします。

浦河町内の教職員住宅は、築30年から40年以上の古い物件が多く、空き家が目立ちます。近年、全国規模で進んでいる少子高齢化における児童生徒数の減少に伴った結果、教職員の定数減少が大きな要因とは思われますが、古い住宅が多いまま、空き家が目立つのはどのような経緯からなのかお聞きいたします。

また、現在の空き住宅の現状は、周辺に与える環境問題や、防犯上の観点からよくないと危惧する声もあります。教職員住宅の老朽化状況について、どのようにお考えなのかもお聞きしたいと思います。

また、現在入居されている教職員の方からは、どのような意見や要望があるのかもお聞きいたします。

また、現在利用されていない教職員住宅の活用方法はどのように考えているのかもお聞きいたします。

前にも質問したとは思いますが、移住者用の住宅が不足などしていると言われております。利用することはできないのでしょうか。内装

は、借り主に自由に造作をしてもらうなど、今ある建物をなるべく経費をかけないで利用できるようにするなど、対策はないのでしょうか。

最近、教職員の住宅に対する考え方も多様化しており、自宅を建てている方や単身赴任されている教師も多くいるとお聞きいたします。

また、異動に伴い、他町より通勤されている教師もいると聞きます。今後の教職員のあり方について、根本的に考える時期に来ているのではないのでしょうか。

現在の状況と今後の対応についてお聞きいたします。最近、自治会活動についてアンケートがあり、ほとんどの自治会で自治会員の高齢化に伴い、役員のなり手がいない、子供たちや若者がいないなど、自治会活動にも支障が出ているように聞いています。

また、浦河町の公営住宅長寿命化計画に基づき、古い公営住宅の建てかえ工事も進めています。今年度で、川沿団地の工事は完成の予定です。

また、今年度より荻伏B団地の工事が始まります。新しくなった公営住宅への定住化が進み、各団地とも高齢化が進んでいる状況です。

そこで、公営住宅と教職員住宅を一緒にした団地などは考えられないのでしょうか。教職員の異動により、団地にも若い人が来て、自治会活動にも参加してもらえれば、自治会の活性化にもつながり、子供たちの声が聞こえる。若者と高齢者がいるコミュニティーができ、自治会の現状の解決策にもなるのではないのでしょうか。

また、単身赴任者や独身の教師の住居として、民間のアパートの借り上げなどの方法もあると思いますが、今後の教職員住宅のあり方について、根本的に考えるべきと思うことから、次の質問をいたします。

教職員の入居状況についてということで、

- 1、教職員住宅の入居率は。
- 2、持ち家や親族の家などへの入居状況は。

3、単身赴任状況は。

4、他町よりの通勤者状況は。

2、教職員住宅の今後の取り組みについてということで、1、空き住宅の活用は。

2、空き住宅の防犯上の課題や、周辺に与える環境等はどのように考えているのか。

3、教職員住宅の老朽化状況は。

4、民間アパートや借家等、民家の活用は考えないのか。

5、将来の教職員住宅のあり方をどのように考えているのか。

以上です。よろしくお聞きいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 田中課長。

○教育委員会管理課長（田中 聡君） 私のほうからは、ただいまのご質問の教職員住宅の現状と、今後の取り組みについてお答えいたします。

まず、教職員住宅の入居状況についてというご質問で、1番の入居率はどのくらいかというご質問です。

浦河町の教員住宅につきましては、全部で今98戸ございます。うち、入居しているのが4月1日現在で66戸。今現在、空き家が32戸の状況となっており、入居率は67.3%となっております。この数字につきましては、平成25年度が85.4%となっておりますので、ここ数年で急激に減ってきているというふうに感じてございます。

2番の持ち家や親族の家等の入居状況はどうかというご質問ですが、平成30年度におけます事務職員を含めた教職員は、121人いるというふうに考えてございます。それは今現在入居している66人を差し引きで言いますと、55人が町の教員住宅以外のところに住んでいるという状況となっております。

続きまして、3番の単身赴任状況についてご質問ですが、全体で121人中16人おります。その中で教員住宅に入居している方が15人となっております。

続きまして、4番の他町より通勤している教員は、というご質問で現在121人中30人、町外から通勤している方がいらっしゃい

ます。

大きい2番の教員住宅の今後の取り組みについてのご質問で、1番の空き住宅の活用についてでございますが、空き住宅の活用につきましては、まず教職員住宅につきましては、教職員が居住するための住宅であるということで作られていますから、これは教育財産という形になります。

それを活用する場合につきましては、まず一回、普通財産に所管がえを行う必要がございます。この条件といたしましては、将来にわたってもうこの住宅は、教員住宅として、もう使う予定はないという形で、所管がえするという形になります。

これまで直近の10年では6戸所管がえして、これまで移住体験住宅や農業者体験住宅などに作業してきた経過がございます。

続きまして、2番の空き住宅の防犯上の課題や周辺に与える環境等などのように考えているかという部分ですが、空き住宅の防犯上の課題や環境等については、一応、所管している学校にお願いしている状況でございます。

実態としては、学校用務員等が校舎周辺の草刈りとあわせて行ったり、その近所に住んでいる学校の先生が行っているという状況ですが、いかんせんきちんと管理できていない部分も当然ございまして、そういった部分は学校に指導している場所もございまして、議員ご指摘のとおり、自治会のほうで好意的にやっている箇所もあるのは事実でございます。

当然、空き住宅につきましては、ご指摘のとおり、不審火による火災などや、その防犯上そういった環境面などで、当然、地域に不安を与えるということにつながるというふうに考えてございます。そのため、適切な管理が当然一番重要になってくるだろうというふうに考えてございます。

続きまして、3番の教職員住宅の老朽化状況でございますが、現在ある98戸のうち、昭和40年代が37戸、昭和50年代が30戸の状況です。両方で68%という状況を占

めてございます。今現在あいている先ほど申しました32戸につきましても、うち32戸のうち30戸が、昭和40年代、50年代、割合で言うと94%になるのですが、ほぼ古い住宅という形となっております。

当然、老朽化状況につきましては、40年から50年経過しているという部分がございますので、議員ご指摘のとおり、かなり老朽化している状況というのは、当然、自分たちも認識しているところでございます。

4番の民間アパートや借家等の民間活用は考えていないのかというご質問です。

先ほど答えました教員住宅に入居していない55人のうち、現在17名の方が既にアパートと借家等に入居している状況となっております。その理由といたしましては、当然若い人が多いのですが、うちの教員住宅は古いということで、嫌だという人もいらっしゃるでしょうし、また家族が多くて狭いので、そこは違う一軒家等の借家等に住みたいという理由等が考えられます。

ただ、この部分については正式なアンケート等で調べたわけではないので、ちょっとその辺は正確ではない部分があるのですが、そういったところだと考えております。

教職員が民間のアパート等に住む場合は、北海道で規定された住宅手当が、当然、支給されているところなのです。このように学校の先生が異動あった場合につきましては、その地元の町の教職員住宅以外の選択肢、そういった民間の借家等に住むという部分の選択肢も、当然、認められておりますので、そういった部分がありまして、今まで浦河町としては民間を借り上げての住宅を提供という形では行ってございませでした。当然、議員ご提案の借り上げ住宅につきましては、一番考えられるのが、初期投資が少なくなくて済んで、それを借りたまま、新しい住宅を学校の先生方に提供できるという形だと思っておりますが、現状の中では、今、建てかえが進んでいない現状がありますので、そういった部分も、今後、当然考えていかなければいけないだろうとい

うふうには考えてございます。

5番の将来の教職員住宅のあり方はどのように考えているかというご質問ですけれども、議員ご指摘のとおり、当然、古くなっているとは自分たちも認識しておりますので、ただ、先ほど申しましたとおり入居率につきましても、だんだん下がってきているという状況もございます。そういった先生方が住宅の戸数の需要などを見ながら、基本的には古くて空き家状態が長く続く住宅につきましては、普通財産に移管して、再利用ができないかという部分も検討した上で、それでも使わないという部分につきましては、当然、年次計画などで、リフォームだとかそういった部分で可能かどうかも含めながら、解体のほうを進めさせていただきたいなというふうに考えてございます。

また、児童数、教員数を見ながら民間活用の併用なども当然視野に入れながら、今後の必要な住宅数を管理していきたいと考えてございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 米谷議員。

○14番（米谷友光君） 再質問させていただきます。ちょっと私が思っている以上に、他町よりの通勤者が多いというのはちょっとびっくりいたしました。

今聞いておりますと、121名いる中で、55人の方が町の教職員住宅に住まわっていて、他町よりが30人とか、あとアパートにいる方になると、きっとそのようになるのかと思うのですけれども、これを総体的に考えたときに、町としても教育委員会のほうとしては、適正戸数的なそういうものの考え方かというのではないのでしょうか。

○議長（佐々木孝雄君） 田中課長。

○教育委員会管理課長（田中 聡君） 今ご質問の適正戸数なのですが、本来であれば、普通であれば町の学校の先生の数だけ住宅があるというのが、当然、普通の考えだと思っておりますけど、現実には今まで長い間経過している中では、当然それより低い戸数で収まって

いる上に、100%になってきた実績はやっばりないと。

それと、もう一つ言えば、北海道のほうでは、1時間以内の通勤圏というのは認められているのですよ。それで今までもあったように新冠のほうから通っている先生だとか、当然今の様似とか、えりもから通っている先生もいらっしゃるのです。そういった部分の事情を勘案した中では、それと町の財政面も含めまして、同じ数をそろえる必要はないのでは、何が適正かという部分については、そのときの教職員の数だとか、当然ニーズだとか需要とかを含めて、やはり、いろいろなそういった移り変わりを見ながら考えていかなければならない部分だと思っておりますので、計画という部分では、なかなか変動するということをご理解ください。

○議長（佐々木孝雄君） 米谷議員。

○14番（米谷友光君） 私、ここ最近アパートに入られている若い先生もいるというのは聞いてはおりました。その中でも他町からもということなのであれば、なぜ、その適正な数という戸数がある程度の予測を立てて効率的にやらないのかなというのが、物すごく自分の中ではあったのです。

それで、うちの地元にも教職員住宅ありますから、その中で古いから入らないのかなというのも、きっと、先ほど課長のからもそういうのもあったのですけれども、そういうこともあったので、私としては、ある程度、その適正な戸数というのですか。もう既に、ある程度言われていますけど、町外から通われている方が30人いて、アパートに入られている方が17名ですか。ということとか、ある程度いるのであれば、ある程度その算出的な話になってしまうのだろうけれども、ある程度、本当に現実に教職員のある程度、その使えるやつ、きちんとしたものを用意しておいて、それでだめなものをだめということにするか、リフォーム等をするとかそういう適正価格って、私は必要ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺をもう一

度お願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 田中課長。

○教育委員会管理課長（田中 聡君） 議員おっしゃるとおりでございます。もうちょっと言えば、例えば一般の今の学校の先生の異動期間というのは、管理職であれば2、3年なのです。一般の先生というのは、大体最長6年と決められていまして、6年間の異動、7年目はないという形になるのです。だから最長でも例えば6年間あいているという状況があり得る可能性があるわけなのです。

そういった部分も踏まえて、6年間もあくとも当然多少なりとも住宅は傷む部分というのもございます。それが、なかなかうちもその家族の人数だとかそういった部分で学校の先生を呼んでいる部分はありませんので、どうしてもそのときになってみないと読めないといえますか、そういった部分もでございます。

でも今、議員おっしゃられたとおり、古い住宅は、当然、壊して建てかえていくなり、更新していく、民間も含めた中で考えていかなければならないというふうには思っていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 米谷議員。

○14番（米谷友光君） そういうことなのだろうなという思いはあったのですけれども、最近、本当に私たちの地域でも、やはりちょっと学校の先生が可哀想ではないかくらい言う人もいるものですから、ちょっとやっぱり先生にもいい先生に来てもらうには、いい住宅も用意しないと来ないのではないかとということも言われましたので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあと、先ほど教育財産からも普通財産に移さなければできないような話はされたのですけれども、自分でも財政的に考えましても、ある程度、本当に民間活用するというのが一番お金がかからないやり方ではないかなというふうに思うのです。今まで、そのアパート、個人の家を借り上げるからそれを財産にするということにはならないと思ひます

し、だから、ある程度そういう財政が厳しい厳しいと言う割には、そのうち、ちょっとこういう考え方にしたら合わないのではないかなと私は思うのですよね。

ちょっとその辺も踏まえた中での考え方などは、もし、何と言ったら、要するに教育財産ということはわかりますし、それを普通財産にしなければ、何かそれこそ変更できないのだろうということはわかりますから、それに対して、もうちょっとそれを……。

ということなのですが、それを何か変えながら財政的にも一番よく、また効率みたくなってしまうのですが、その辺の考え方をもう一度お願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 田中課長。

○教育委員会管理課長（田中 聡君） 再質問にお答えいたします。

そういった古い住宅の再利用という部分のご質問だと思いますが、先ほど自分がお答えしたとおり、当然、ただ壊すだけではなく、ほかのことに活用できないかというのは理事者からも、当然昔から、以前から指示されていたところなのです。そういった部分で、もう二度と使わないというふうに判断した住宅については、これまでも移管してきたところでは。

それで、その新たな使い方という部分については、どうしても教育財産というのがある程度守られている部分がありますので、そこがちょっと難しいところなのです。

例えば、最初ご質問でありました公営住宅との併用とかという話もございましたけれども、もっと言えば、厚生労働省でつくられた公営住宅と、これは、当然、補助金が入っている部分があります。文科省は文科省の補助金が入った部分です。当然このリンクというのは、それぞれの目的外使用という部分がありますので、なかなか、それは難しいというふうには思ひます。

あとは、どうやって壊していくかという部分なのですが、議員ご指摘のとおり、建物をつくる時は補助金があるのですけど、大体

壊すときは補助金ないのですよね。そういった部分からどうしても優先度的に後回しになってしまうという現状もございます。そういった状況になってございますことをご理解お願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 米谷議員。

○14番（米谷友光君） きっとそう。ですから、私が言いたいのは、要するに教育財産であれば、普通財産にどんどん変えていくとか、要するに減価償却がどういうふうになっているかわかりませんが、減価償却が終わったのであれば、文科省あるかわからないけど、ある程度ばたばたと片づけてきて整理してしまったらいかがですかと私は思うのです。そのほうが一番効率もよく、今後のやはり住まわされている方が一番環境のいいところに住まわせてやるというのが大切だと思うのです。だから、その辺を考えれば、もう少し先生方の住宅はちょっと考えてもらったほうがいいのではないかなというふうには思っております。

それと、きっとその答弁はずっとこのまま続くので、一度、これはやめさせていただきますけれども。

いや、それで一応これから、では、本当に、今の教員住宅というのは、これから、この基本計画みたいなものというのは考えてはいないのでしょうか。

○議長（佐々木孝雄君） 田中課長。

○教育委員会管理課長（田中 聡君） 基本計画の部分なのですけれども、先ほどお答えしたようにどうしても変動が出てくるのが、まず目に見えてしている部分があるのですよね。

将来的にどうするかという部分。

教員住宅につきましては、当然、学校の先生の数を勘案しまして、古いやつは古いやつで再利用、それが無理であれば解体。順次、その古いやつを更新していくとか、新しいやつができないかどうか、当然、今議員ご指摘のとおり、民間の住宅等、もっと言えば何というのですか、浦河町だけではない部分

もあるのかもしれないのですけれども、その通勤に対するのが適当かどうかという判断とか、いろいろ協議も必要なのですが、そういった部分でできるだけ古い住宅を更新して、地域に迷惑をかけないような形でやっていければいいなとか、やっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 米谷議員。

○14番（米谷友光君） 要するに、教職員住宅もある程度その計画的に、基本計画などを持っている自治体もあるのですよね。ですから、そういう基本計画をつくらないですかということを知ったのですけれども。ですから、その辺も踏まえて、先ほどから同じようなことを言うてしまうのですけれども、やはり今これだけ本当に121人の中で、55人の方しか入っていない。他町よりの通勤者が30人もいる。アパートにいる方が17人もいるということで、要するにもう多様化してしまっていることはもう目に見えているわけですから、ある程度、前もってそういうものを入れて計画的な公営住宅のこの基本計画的なものを立てるべきではないかなとは思っております。

教育長いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木孝雄君） 浅野教育長。

○教育長（浅野浩嗣君） 今のご質問ですけれども、教職員住宅、基本的に浦河で教育に当たる教職員については、浦河のほうで住宅を用意するというのが、これが建前ではあるのですけれども、実態としまして今、先ほど課長が言いましたように、百二十何人いても住んでいない方も五十何人いらっしゃるというようなことで、こういった現状もあります。そういったことで、これまでの数値等も押さえながら、今後の。あと難しいのは、教職員の人事、もともと採用も道のほうで行います。当然なのですけれども。監督のほうは、任命のほうは道で、監督は市町村ということで、あと人事につきましても、こちら要望しますけれども、最終的には、道教委のほうでい

ろいろ勘案して、ルールはあります。課長が言いましたように6年は、まずは。新任だと、4年間はいなくてはいけないとか。あと結構ご夫婦でいらっしゃる方もいらっしゃいますので、その辺とか。あと日高管内は、基本的に三つの地区に分けて人事をやっています。ここ東部ABC。Cに来たときは、次はAに行くとかいう、そういった中がいろいろなルールがあるのですけれども、そういった中で、あと先ほども課長が触れた、通勤100キロ以内だといいたろうというような道のほうの方針もありまして、ですから、ちょっと具体的になりますけど、遠い方は町内の小学校に富川から通っている方もいらっしゃいます。ということは、持ち家があるのですね。持ち家があったり、奥さんが向こうのほうで教員されてとかと言って、いろいろ複雑な要素はあるのですけれども、議員おっしゃるように、基本的な計画といいますか、そのがちがちのものでなくとも、今後の教員住宅のあり方といいますか、見通しということで、どの程度、推移していくか、なかなか難しいところありますけれども、計画性を持ちながら古い物、40年代50年代という住宅もたくさんありますので、そういったものは、今後どうしていったら解体がいいのか、即解体でなくて活用も考えながら、また新築についても、ある程度は必要かなと思っています。今の部分でリフォームできるものがあればしたいと思うのですけれども、そういったことも考えながら、基本的な10年程度を見越したそういった計画も、今後、策定していきたいと思しますので、どうぞご理解ください。

○議長（佐々木孝雄君） 米谷議員。

○14番（米谷友光君） 今、何か100キロまで通勤しているというのであれば、本当に働き方改革からいったら、ちょっとそれまずいのではないかなと、私はちょっと思うのですけれども。わかりました。

私が言いたいのは、要するに効率的な本当に運営をしたらいかがですかということでありまして、あともう一つ、先ほども、ちらっ

と一般質問の中でちょっと言わせていただいたのですけれども、最近、各自治会も高齢化が進んで、いろいろとお祭りもできないとか、いろいろな事業もやめている自治会もあるようにも聞いております。

その中で、いろいろな話をした中で、どうしたら教職員住宅を公営住宅と一緒に建てて、きとお金の出どころが違うから、そこを一緒にするということはできないでしょうけれども、別に建てても、そういう子供の文化というのですか、そういうのも含めて、そのコミュニティづくりをするという考え方もあるのではないかというちょっと夢みみたいな話なのですけれども、そのお金の出どころできるから、そもそも建てることはできないかわからないけれども、そういう計画みみたいなものは、今後、私は必要なのかなという思いはあるのです。

その辺はいかがでしょう。

○議長（佐々木孝雄君） 浅野教育長。

○教育長（浅野浩嗣君） ちょっと100キロは言い過ぎだったかわかりませんが、1時間そこそこかけていらっしゃる方もいるところでもあります。

学校は、地域のコミュニティの核になる施設でもあります。そこで働く先生方の住宅、それは、大体、学校の近くにあるわけですし、そういった中で学校、先生方の住まい、そこで暮らす皆さん方との交流も、学校だけでなくそういった形でできればなということをも米谷議員おっしゃっていらっしゃいますけど、私もそのとおりかなと思っています。

ただ、いろいろ制度上の隘路といいますか、そういったバリアがあると思いますので、そういったこと、これからの時代いろいろな規制緩和が行われてくるかなと思っていますので、活用できるものはしながら、そういった一緒に混住といいますか、一緒に住めるような、もし可能であればそういったことも検討していきたいかなと思っています。

これにつきましても柔軟に考えながら、児童数イコール先生の数も変わるわけでありま

す。そういった対応を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 米谷議員。

○14番（米谷友光君） あとは、先ほども、ちょっと空き家等が目立つ、どうしても地域の環境がよくないという話もされておりますので、できることであれば、先ほど草刈りは学校また用務員さんがしているのではないかとこのお話なのですけれども、ちょっとやはり見た目とか何とかということはあるので、ぜひ、その辺も地域に、ある程度きれいにしていく、またできれば、本当にどうしても長年使わないのであれば、取り壊しも考えながらやっていただきたいと思うのですけれども、今後のことにはなるかと思うのですが、その辺、もう一度、ちょっと答弁のほうお願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 田中課長。

○教育委員会管理課長（田中 聡君） 本当に環境整備の適正な管理につきましては、今までご迷惑をかけてきている部分もいろいろあると思いますので、きちんとそういった部分の再確認と、古い物には壊していくことも当然含めながら、議員おっしゃられている適正な管理という部分に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○14番（米谷友光君） では、これで終わります。

○議長（佐々木孝雄君） 以上で、米谷君の質問を終わります。

次に、2番木下君の発言を許します。

（2番木下浩一君 登壇）

○2番（木下浩一君） 発言通告書に基づき、1件の質問をいたします。

今回は、町内公共交通体系のあり方についてであります。

JR日高線の災害不通から3年半、町民や高校生の通学や移手段としての鉄道は、いまだに出口が見えない状況が続いていますが、代行バスの運行により不便ながらも活用されている実態があります。

このJRの問題は、浦河町単独で解決できる問題ではなく、管内の各町が足並みをそろえてこそ、解決が図られると考えています。

そこで、今回の私の質問は、浦河町だけで決めることのできる町内の公共交通に限った内容とし、町部局の考えを伺いながら、町民にとって安心のできる公共交通のあり方について考えたいというふうに考えています。

まず、浦河町地域公共交通確保維持改善協議会について伺います。

私も議員になる前の、平成25年から26年にかけて1年間、この委員をしておりました。当時は、この協議会が始まって間もないころのように感じておりましたが、当時の副町長が中心となり、バスの運行业者の方々、町内の産業団体、福祉団体、教育関係の団体など、各方面の代表の方が出席をされ、新たな公共交通のあり方について協議がされ、その後、デマンドバスの運行の実証実験が行われました。

しかし、その実証実験の結果は、思わしいものではなく、その後、新たな取り組みが進んでいるような報告も耳にしていらないように感じております。毎年協議会のメンバーも新しくなり、年2回の会議が行われていることは承知していますが、これまでの検討内容について、改めて伺います。

次に、路線バス対策事業についてであります。今年度の予算でJRバスによる上野深線の運行委託料と、杵臼線、向別線の運行に係る補助金に合わせて、1,590万円が計上されています。上野深線は上野深発着で、浜荻伏公営住宅前を經由し、様似営業所までJRバスが、平日には4往復、土日祝日には2往復運行されています。この路線は、浦河高校や荻伏中学校へ通学する生徒や市街地への買い物、用事、病院の通院で利用されている町民が多くあり、自動車を持たない町民や免許返上した町民にとって、貴重な足となっていることは間違いありません。

また、日交バスによる杵臼線や向別線の運行も、路線バスが以前走っていた区間であり、

路線廃止後、町が地域住民の声から運行している路線であり、みずからの移動手段を持たない町民にとっては、なくてはならない路線であることは認識しているつもりです。

3月議会の今年度の予算説明で、昨年度のバスの利用状況の説明はありましたが、改めて伺います。

最後に、スクールバスの運行について伺います。スクールバスは、荻伏小学校、荻伏中学校へ通学する児童生徒が利用する便、浦河第一中学校と堺町小学校へ通学する児童生徒が利用する便、浦河第二中学校と東部小学校へ通学する児童生徒が利用する便があると認識していますが、児童生徒数が年々減少している実態を見聞きしている中で、今年度の運行経費として5,358万円が計上されています。もちろん、スクールバスを利用している子供たちにとって、なくてはならない公共交通であり、それ自体を否定するつもりは毛頭ありませんが、もっと活用できる方法があるのではないかと考えたいと思います。

このスクールバス運行経費は、全て一般財源で賄っています。ということは、町単費であり、どこの補助も受けていないということだと思いますが、そうであれば、スクールバスに一般町民が混乗することは可能だと考えますが、現時点では利用できません。その理由は何か伺いたいというふうに思います。

利用拡大を図り、新たな公共交通の一つとしてなり得ると考えますが、町の見解を伺います。

以上の思いから、町内公共交通体系のあり方について、次の3点を質問いたします。

①浦河町地域公共交通確保維持改善協議会が設置され、議論が行われていることは承知していますが、これまでの検討内容はどのようなものだったのか。

②路線バス対策事業として、JRバスによる上野深線の運行委託料と日交バスによる杵臼線、向別線の運行に係る補助金に合わせて、1,590万円の予算が30年度計上されていますが、昨年度のバスの利用状況はどう

だったのか。

③30年度のスクールバス運行経費として、5,358万円が計上され、町内の2と書いていますが3です、申しわけありません。3小学校と3中学校の児童生徒に利用されている。昨年の運行日数と利用人数はどのぐらいなのか。

また、スクールバスに一般町民が混乗することができない理由は何か。

以上を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 芝田参事。

○企画課参事（芝田武生君） 私のほうから、まず1点目、浦河町地域公共交通確保維持改善協議会のこれまでの検討内容ということで、ご答弁させていただきます。浦河町地域公共交通確保維持改善協議会は、平成24年の7月に設立しております。この年からアンケート調査や、バス交通調査等の実態調査やデマンド型交通の実証運行等に基づいた町内の交通の改善に向けた協議を行っているところで

す。主なものといたしまして、平成26年度にデマンド交通実証運行実施。平成28年度にはバス路線見直しに向けて、方策といたしまして、児童生徒の通学の足の確保のための見直し、通院や買い物といった、町民の日常生活の足確保のための見直し。地域間幹線系統の運行位置のための見直しをしていくことを確認いたしましたところでございます。

平成29年度、昨年度なのですが、昨年度には、平成30年度以降から向別線のスクールバスと路線バスとの活用や、野深線のダイヤの見直しを確認したところでございます。

2点目に参ります。路線バス対策事業に係る昨年度のバスの利用状況についてでございます。昨年度については、JRバスの野深線は3,600人のご利用となっております。日交バスの向別、杵臼線については、3,049人の利用となっております。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 田中課長。

○教育委員会管理課長（田中 聡君） 私のほうからは、3番のスクールバスの関係について、運行日数と利用人数、またスクールバスに一般町民が混乗できない理由は何かというご質問に対してお答えいたします。

平成30年度のスクールバスの運行日数は、それぞれ202日から207日の間で運行しております。それぞれの学校やそれぞれの路線によって、ちょっとこの辺の人数は動いてございます。

延べ運行日数としては、1,431日。利用人数は、3万3,531人の実績となっております。ご質問のスクールバスに一般町民が混乗できない理由の部分でございますが、混乗につきましては、制度的にできないというふうなわけではございません。平成24年度に、浦河町地域公共交通確保維持改善計画の住民アンケートを行ってございます。その中で、混乗に反対する意見があったというふうでございます。

理由といたしましては、当然、一般町民を混乗させることによって、犯罪や事件などが発生する場合などが想定され、児童の安全性が確保されないというような意見が寄せられたということでございます。

今後、スクールバスの混乗につきましては、地域公共交通維持確保改善協議会のほうで議論していくということもございます。当然、教育委員会としては、児童生徒の必要な交通手段のスクールバスを最優先に、当然考えていかなければならないというふうに判断しておりますので、その辺の部分と考えていることで、そういった対応をしていきたいということでご理解お願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 木下議員。

○2番（木下浩一君） 今、ご答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

まず、①の、この浦河町地域公共交通確保維持改善協議会の件でございますが、平成24年7月設立で、私は25年と26年の1年間でしたけれども、やはり、初期のころだったなというふうに思って間違いはありません

でしたが、平成26年にデマンドバスが実証実験をされ、この結果は、たしかほとんど乗る方がいなかったというような報告を、たしか受けたような気がしますが、そのときの具体的な数字はどういうことだったのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（佐々木孝雄君） 芝田参事。

○企画課参事（芝田武生君） デマンド実証運行の実際の内容だったのですが、平成26年10月から12月、実施しております。上杵臼一向別8便、おおむね8時から16時、上向別一杵臼8便、おおむね8時から17時ということで、利用料金が一律片道500円という形で行っております。前日までの予約制になっておりまして、予約人数によってはハイヤー、ワゴン車、中型バスというような形で運行を行っていたのですが、実績といたしましては、運航日数が92日間やる予定だったのが36日動いているような形になっています。あと、運航便数については56便、利用者数は61人で、一日平均利用者が1.1人という形になっておりました。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 木下議員。

○2番（木下浩一君） そうですね、たしか、このような数だったと思いました。10月から12月ですから、その3カ月で、どの程度の、本当は1年間とかという形で、本当はやればよかったのでしょうかけれども、3カ月でやっても1日当たり1.1人の実績では、これは必要ないでしょうという結論にならざるを得ないというふうに思います。

これ以外に、平成28年からバス路線の見直しだとか、通学児童の公共交通の見直し、通院の方々の対策の見直し等がされて、バスも野深線の見直しもされているということだというふうに、今、答弁されましたけれども、やはり、もうちょっと何かあるのかなという、デマンドバスがダメなら、ほかの何か、浦河で利用できる方法がないのか、そこまで、今あるものを、見直しもそれはそうだけれども、新たな公共交通を生み出していくみ

たいな形のものがあつたほうがいいのではないかなというふうに思いますが、委員会で、このバス路線だとか見直しにとどまっている理由というのは、わかれば教えてください。

○議長（佐々木孝雄君） 松田副町長。

○副町長（松田有宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

企画課長時代、協議会事務局でありましたし、代々、副町長が協議会の会長という立場でありますので、これまでの議論の経過もわかっておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、町内の交通網をどうするかといった部分では、基本的な考え方として、今あるものを、まず生かすというものがございます。これについては、運輸省などもそういった方向で、まず、今あるものを生かせないかということで協議をすべきだというふうにはなっています。その中で、今までは浦河町やってきたのですけれども、今あるものを残しつつ、新たなということで、じゃあデマンドはどうなのだろうと。ただ、デマンドについては、今ご説明したとおり、なかなか利用が伸びなかったという状況であります。

今までは、今あるものをどうしたら残せるかなという議論が、ちょっと強かったのかなというふうに思っておりますので、次のステップとしては、例えば、今あるものをそのまま残すのではなくて、例えば、思い切ったダイヤ改正というものはどうなのか。もしかしたら、それによって便数総数は減るかもしれないけれども、ダイヤ改正をすることによって使い勝手が上がるという改正もできるのではないかと、そういう視点で、まず一つダイヤ改正はどうだろうか。

それと、もう一つは、先ほど、今あるものを残すことが基本だと言いましたけれども、残し方というものも、もっと踏み込んでいかなければならないだろうと。その中には、3番目のご質問とも関連しますが、スクールバスと路線バスが重なっている部分は、どうにかして一つにすることができないのか

と、そういう考え方、やっぱり必要だろうと、そういうことが協議会の中で、皆さん共通の課題、検討していく方向性として、確認されましたので、そこを今後は踏み込んでやっていこうと。ですから、場合によっては、いろいろあるのですが、スクールバスをメインに残す方法、要するにスクールバスに一般の方を乗せる。逆に、路線バスをメインとして残して、そこに子供たちを乗せる。方法論はいろいろあるのですけれども、その議論を進めることによって統合ということになるのか。もっと言えば、なくすものはなくすということも、当然、選択肢としては出てくるのかなというふうに思っています。

新たな交通体系と言うのですかね、それはどうだというお話でしたけれども、これ、私も今まで何度かお答えをしたことがあるのですけれども、浦河町というのは、既存のバス事業者さん、JRバスさんとか道南バスとか、日交路線バスもそうですけれども、実は、意外と便数走っているのです。その中で、新たなものとなったときに、例えばどうせつくるなら使い勝手がいいようにということになれば、例えば山の奥から病院までの直行便があればいいのではないかとかというのは、当然発想として出てくると思うのですけれども、今度、そこを町独自でどんどんやってしまうと、既存のバス路線は、では、そこは要らないよねということにもつながりかねないので、そのバランスを、どうとっていくかということも課題としてあるということをご理解いただければなというふうに思います。

いずれにしろ、デマンドもやろうと思ったらできます。それは、お金の問題だけです。実験のとおり、利用の人数はあれだけ少ないので、利用者の利益によって運航を続けていくというのは、恐らく浦河では無理だろうと判断しております。あとは、そこで行政として、公金をつぎ込むのであればできますけれども、そこも、そこまで判断していいものかどうかといったものも、やはり、しっかりと検討、検証していかなければならないなど

思っておりますので、そういった全体的な考え方の中で、30年度については、協議会としては、ダイヤの見直しやスクールバスと路線バスをどうしたらいいのかと、そういったことを中心に議論をしていこうと。そろそろ具体的な結論を出さなければならない時期だろうなということで協議を重ねていこうということを確認しているところでございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 木下議員。

○2番（木下浩一君） 副町長は参事、企画課長と、長い間この問題に取り組んでこられたので、その状況もよくご存じだということで今答弁いただきましたので、いずれにしても、やはり、これはもう待たなしの問題だと思います。やはり困っている方は困っているのです。例えば、次の路線バスの対策事業の部分にもかかわりますけれども、例えば、杵臼線、向別線が、私も実は乗ったことはないのですが、どこから始発で、どこにとまって、どこに終点になっているのか、その時刻はどうなっているのか、時刻表があるわけではないですから。恐らくフリー乗車でフリー下車だと思えますが、その内容が、いまいち町民に伝わっていないのではないかと。例えば、杵臼線ですと、上杵臼から幌別の駅前までだというふうに、私は推測するのですが、実際にバスの時刻表なり路線表を見たわけではありませんので定かではないのですが。

これ、特に上野深線はJRバスですので、ちゃんとした時刻表があって、どこに何分にとまるということが明確になっていますけれども、では、杵臼線、向別線の時刻表はどうなっているのか、1日何便走っているのか、そこをまず伺ってよろしいですか。

○議長（佐々木孝雄君） 芝田参事。

○企画課参事（芝田武生君） 上杵臼のほうですが、上りが2本、下りが2本で、上りのほうが上杵臼旧農協前出発で日高幌別駅行き。逆に下りのほうが、日高幌別駅出発で、上杵臼

旧農協前が終点ということとなっております。

時刻、ごめんなさい。時刻が、始発、上りが7時40分出発で、日高幌別が8時10分到着ですね。2本目が、3時半出発の4時到着。下りのほうが、日高幌別駅が7時8分発の、上杵臼旧農協前が7時35分着。もう1本目が15時出発の15時26分到着となっております。

以上です。

向別線が、上下で3本ございまして、堺町西一丁目6時50分発で、上目名太に7時3分到着。7時8分に上目名太を発車しまして、7時20分に堺町西一丁目に着くような便が月曜日から金曜日まで運行しております。あと、木曜日だけの運航といたしまして、堺町西一丁目15時35分発で、上目名太15時47分着。上目名太15時48分発で堺町西一丁目16時着の便がございます。あと月、火、水、金だけの運行といたしまして、16時35分堺町西一丁目発、上目名太16時47分着、上目名太16時48分発で堺町西一丁目17時着の便となっております。1日2便ですね、失礼しました。

○議長（佐々木孝雄君） 木下議員。

○2番（木下浩一君） 初めて聞きました。

杵臼線については、恐らく上杵臼から幌別駅前だろうというふうには思っておりましたが、1日2往復。この時間が、もしかするとスクールバスと同じような時間ですよ、恐らく。だから、恐らくこれ、先ほど副町長も話していましたけれども、スクールバスと、この路線バスを一緒にすれば、これ1便で済むように思うのですよね。二つ走るから、例えば経費がかかるのであって、例えば一つにするとかというふうになれば、これは解決する問題ではないかなというふうに思いますし、あと帰りの時間についても、幌別駅前が3時で、上杵臼が3時26分だということになると、これも恐らく下校時間と重なる。これ、うまく調整すればできるような仕組みになるというふうに思いますし、これで二つの路線、向別と合わせ、向別線が堺町西一丁目まで来

ていると、私は正直思いませんでした。恐らくJRの向別の営業所までなのかなと。そこから先は、恐らく路線バスと重なる部分ですので、そこはあえてやらないのかなと思っていましたら、西一丁目、恐らく国道のところか、派出所の前までなのかなというふうに思いますが、そこまで走ると。そこは路線バスと重なる部分、JRの。こういうふうに走っていて、二つ合わせて3,049人。恐らく、これ、ほぼ毎日運航ですので、1日10人足らずですね。これは、いわゆる乗り合いバスというか、一般の路線バスというか、乗り合いバスだと思いますが、これは、料金は幾らですか。

○議長（佐々木孝雄君） 松田副町長。

○副町長（松田有宏君） ちょっと個別の料金表、今、持ってないのですけれども、基本的に、上杵臼線、向別線は旧国鉄バスが走っていた路線が廃線になったので、その部分を浦河町単独で何とかしたいということで、今は日交バスに走っていただいている。まず、それがありますので、路線については、そういうことです。

運賃についても、当然、一般路線バスと同じように、運輸局に申請をして、認可を受けてることになりますので、申しわけないのですが、自分が今、把握できているのは、向が丘から役場前までバス賃190円なのです。だから大体、それと計算上は、そのほかのバス事業者さんと同じような計算になっているので、そういった値段で、料金も設定はされております。その中で、路線バスとして、現在は走っているということになっております。

○議長（佐々木孝雄君） 木下議員。

○2番（木下浩一君） 路線バスですから、それが特別、例えば高いとか安いとかということにはならないというふうに思いますが、3,000人余りの方々が乗って、この料金だと、普通に考えたら赤字ですよ。その分を町から補助金として1,590万円を予算計上しているのでしょうか、これで、

バス事業者さんが合うのか合わないのか、それはわかりませんが、それで運行していただいているということは理解できますけれども、もっと、ここ先ほど述べたように、①の協議会のほうで、ここも含めて検討することですので、これは、すぐにどうこうということにならないとは思いますが、ぜひ必要な経費は、やっぱり使わなければならない。でも、もしやれるのであれば、そういう経費も考えながら町の財政的にも考えながら、できるような部分があれば、やっぱりやっていく必要があるというふうに私も思いますので、ぜひよろしく願いいたしたいというふうに思います。

3番目の、スクールバスの混乗の問題ですけれども、平成24年に協議会のほうで混乗に反対の意見があって乗れなくなっていると。サイズ的には問題ないということですのでね。やはり、一番最初のものと同じになりますけれども、もしスクールバスに乗ることができれば、非常に使い勝手のいいバスになるというふうに思いますし、私はもっと言って、福祉バスのような形で、小学生も高齢者も乗れる、子供たちには、お年寄りが乗ったら席を譲る、マナーを守る、バス内での、そういう道徳心も芽生えると思いますし、反対したほうの理由がよくわかりませんが、もう6年もたつて状況もやっぱり変わってきているというふうに思いますし、もちろん乗る人数も1,431日で3万3,000人乗っているということですが、ピークに比べれば、恐らく1割ないし2割弱ぐらいの乗っている子供たちは減っているというふうに思いますし、私は、時々見ますけれども、中型バスに半分乗っているか乗っていないか。私はよく見るのは、恐らく絵笛から井寒台経由で、小学校なり中学校なりに乗る、ほとんどは小学生ですね。中学生は、自転車で夏場は通いますので、冬場は乗る方は多くなると思いますけれども、そういう部分から考えてみても、やはり、こういう混乗が反対されたからやめたということではなくて、もう一度、その辺のア

ンケートをとるなり、学校と、このスクールバスのあり方について考えるような協議はされているのでしょうか。

○議長（佐々木孝雄君） 松田副町長。

○副町長（松田有宏君） ただいまのご質問でございます。

いわゆるスクールバスと路線バスをどうにかできないかという議論は、協議会の中で進めていくというお答えをいたしました。その協議会の中には、教育委員会も委員として入っておりますので、当然、進めていくためには、今、木下議員が言われたように、改めて意向調査というのですか、そういったものも当然やっていくことも必要になってくるでしょうし、それは教育委員会サイドで単独でやるのではなくて、協議会の枠組みの中で、こういう方向性を打ち出したので、調査するものは調査していく、説明するものは説明していく、そういった作業をしながら、スクールバスと路線バスのあり方、統合になるのか、方法はいろいろあると思います。というのは、現在の浦河町内のスクールバスを全て統合というのは、ちょっと難しいかなと思っている部分がありまして、要は野深線です。野深線のJRバスの部分は、上野深から荻伏市街までは町が委託をして走ってもらっていますけれども、荻伏市街から街中はJRバスが走っている。委託を出すことによって、上野深から町まで1本のルートで走るというふうになっておりますので、そこを路線とスクールバスを一緒にするというのは、ちょっと、逆に、上野深からの路線を不便にするということもありますから、スクールバスと路線を統合できる部分はどこだろうといったこともあるということ踏まえながら教育委員会も推進協議会の中で一緒に考えていきたいと思っておりますし、繰り返しになりますが、必要となればスクールバスに混乗させるということについての意向の確認とか説明、そういったことは進めていくことになるというふうに考えてございます。

○議長（佐々木孝雄君） 木下議員。

○2番（木下浩一君） よくわかります。ただし、道南バスさんは、静内から浦河の老人ホームまで運行しています、1日4往復だったかな、5往復だったかな、されています。特に浜荻伏だとか荻伏市街の方々、高校生だと思いますが、結構道南バスで利用されている学生さんもいらっしゃるのですよね。最近、ちょっと見なくなりましたけれども、昨年度ぐらいまでは、荻伏市街から道南バスで乗って浦河高校に通っておられる子供さん、高校生を見ました。ですから、でも、そこには補助は出していないですね。出している。予算書には出ておりませんでしたので、私はないと思っておりましたが。であれば、例えば上野深から荻伏市街まで出すということは、私は可能だと思いますし、だから、上野深線の問題もありますけれども、何らかの方法をもっとやりくり、どンドンしていったいて、本当に町民にとって使いやすい、利用しやすい公共交通を、やっぱり一日も早くしていただきたいというのが、私の本音でございます。

この間、いろいろ考えておりましたけれども、きのう、教育長が、小中の形で進めていくという方針を出されましたけれども、私は一つ提案として、中学校をまず一つにして、そこにスクールバスを持っていくと。上柞臼も上野深も、例えば浦一中が残れば、そこへスクールバスが出て、それに、例えば一般町民も乗れるという形で福祉バスにするとか、先ほど言いましたけれども、そういう形で、何かいろいろ問題があるかもしれませんが、公共交通という立場からいろいろ固定観念にとらわれない形で、どンドン、やっぱりやっていただきたいというふうに思っております。やっぱり免許返上、高齢者の事故があったり、サポカーも、ことしやりましたけれども、やっぱり年齢等によって、免許返上される自動車を持たない方々がふえてくる。この中で、その方々が安心して、やはり地域に住むためにも、やっぱり公共交通のあり方を、垣根なし、そういう形で枠を超えて、ぜ

ひ取り組んでいただきたいという思いをお伝えして、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（佐々木孝雄君） 以上で、木下君の質問を終わります。

これより、議会側案件について議会運営委員会を開きますので、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は、追って連絡いたします。

休憩 午前 11時36分

再開 午後 2時00分

○議長（佐々木孝雄君） 会議を再開いたします。

次に、5番、辻君の発言を許します。

（5番辻 芳明君 登壇）

○5番（辻 芳明君） それでは、2点について質問させていただきます。

人口減とそれに伴う産業の人手不足の対策について質問させていただきます。

人口減が進む町において、2015年、538万人に対し、2045年、道内25%減の400万人と、働き手は首都圏に流出、また、社会保障維持できぬおそれと、大きな見出しで新聞報道がされておりました。浦河町は、2015年1万3,075人に対し、2030年は30%減の9,193人、2045年には55%減の5,879人。また、社会保障費は、2040年は190兆円、そして2018年度、本年ですけれども、121兆円の社会保障費がかかっている。その1.6倍ぐらいかかると。また、介護保険料の始まった2000年は2,911円が、本年は平均で5,869円、2040年は9,200と、人口減の中、介護保険料、国保等の社会保障費の負担増と、将来に対して非常に不安が募る中、この人口減は、さらに加速するのではないかと危惧しております。

一方、第7次浦河町総合計画での人口推移では、2020年には1万2,363人と想定しておりますが、直近の本年5月ですが、人口は1万2,304人、外国人188人の計1万2,492人と、現在はなっております。外国人の188人を引くと、もう202

0年を待たずに60人の減と想定を超える勢いで進んでおります。

この人口減対策として、政府においても、ふるさと納税、プレミアム商品券、また地区協力隊等々の手を打っておりますが、一定の評価はするものの、根本的な解決とはなっておらず、むしろ政府は、農協法の改正、のめり込むT P Pの推進と地方をさらに追い込んでいく状況で、今でも格差社会であるものが、さらに、その格差が広まるのではないかと考えており、浦河町独自の施策が必要と考えております。

以下について、質問をさせていただきます。

1、この人口減少をどのように捉え、どう対応しようと浦河町としては考えているのか。

2、人口減という大きな要因はあるが、各産業の人手不足が想定されるが、その実態は。この問題は、私は軽種馬もやっておりますけれども、人手不足というのはわかっているのですけれども、実際の調査はしておらず、町としても、この実態をつかむのは、なかなか今難しいのかもしれないけれども、今現状わかっている範囲内でもよろしいと同時に、この実態調査というのは必要欠くものだと思っておりますので、そこら辺の考え方もお聞き願いたい。

3番目、平成28年1月末、外国人は85人、本年5月末には188人と、この2年間余で100名以上がふえ、その90%以上が軽種馬産業で就労しておると思っております。それでも、軽種馬産業では、法律の壁があり、人手不足の問題が解消していない中、国は、外国人就労者緩和策がとられ、あらゆる産業に外国人就労者はふえると見込まれております。この状況下で、浦河町としてどのような課題を想定し、どう取り組もうとしているのかをお聞きしたいと思います。

2点目の質問は、浦河町と大学との共同開発。5月12日、「アルツハイマー病、アイヌ伝承植物で抑制か。室工大、白糠町、研究試験栽培へ」と新聞報道で大きく見出しに載っておりました。当町においても、大通活

性化のため、河西教授を中心に札幌学院大学とのコラボで活性化のため進んでおりましたが、これは、札幌学院の大学生の方たちは一過性で、今は来ていないのではないかと思っているのですけれども、間違っていたらごめんなさい。

そんな中において、これからのことを思うとIOT、AI、Mt oMと、IT化の利用は率先して進めていかなければならないと考えております。軽種馬産業、また建設業界、また町内に自生する植物、また海藻等の海産物の再評価をして、これらのものをその学生たちと再評価して付加価値を高めることも肝要ではないかと思ひ、この質問をさせてもらった次第でございます。

以上2点について、お聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐々木孝雄君） 芝田参事。

○企画課参事（芝田武生君） まず、1番目の人口減とそれに伴う産業の人手不足対策についてということで、こちらの1点目と2点目について、私のほうから答弁させていただきます。

まず1点目、この人口減少をどのように捉え、どう対応しようとしているのかということでございます。ここで、平成27年度に浦河町人口ビジョンを作成しております。ここで対策を講じているところではありますが、思ひのほか、人口減少が早まっております。こちらで平成31年に、次期浦河町総合戦略を策定することになっておりますので、そこで施策の検討、対応を行ってまいりたいと考えております。

一方、人口減少対策が現状の人口構造を変えていくことであるため、施策の効果があらわれるまでに長期的なスパンが必要と考えております。このため、即効性にとらわれることなく、長期的展望に立った対策の展開が重要だと考えておりますのでご理解のほど、お願ひいたします。

2点目に参ります。

人口減という大きな要因はあるが、各産業

の人手不足が想定されるが、その実態はということでございます。

こちら、ちょっと総体的な話になるのですが、議員ご指摘のとおり、各産業での人手不足が課題となっております。ちょっと、うちのほうでアンケートとかというのは、ちょっととっていないものですから、平成30年6月7日のハローワークの求人ところで、ちょっといろいろ集計させていただきました、こちらによりますと、騎乗員等の牧場スタッフが40名、医療福祉関係が22名、運輸関係が5名、事務サービス業が5名、自動車整備士が2名、土木技術者2名、製造業2名、計78名の正社員の求人情報がございます。また、このほかに、パート、正職員以外も88名募集されているということで、ハローワークの求人情報のみですが、人手不足の実態を反映させているとは思ひませんが、町内で公募されているだけでも、正職、パート等合わせて166名の求人があるところでございます。

このことから関係各課と連携しながら、この課題に取り組む必要があると考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 佐々木課長。

○町民課長（佐々木俊也君） 一つ目の、人口減と、それに伴う産業の人手不足についての質問の中の三つ目のご質問について、私のほうから答弁させていただきます。

国の外国人就労緩和策により、今後、あらゆる産業に外国人就労者はふえると見込まれる状況の中で、浦河町として、どのような課題を想定して、どう取り組んでいるかというご質問であります。午前中の岡崎議員のご質問に企画課長から答弁しておりますとおり、国より新たな外国人労働者の受け入れ拡大について表明がありました。先ほど、議員のご質問の中でもありましたとおり、当町におきましては、既に在留資格のうち、技能分野におきましては、軽種馬産業での外国人就労者

が増加しており、現状におきましても、さまざまな課題を抱えているというふうに認識しております。

外国人就労者におきましては、日本で生活する上で、母国との文化、風習、さまざまなルールの違いがありまして、それを正しく伝え、理解を深めていただくことが、現状、最も大きな課題であるというふうに捉えております。例えば、現在、当町ではインドからの外国人就労者が急増しております。母国語でありますヒンディー語でなければ、読むことや会話することができないという方も多数おられるというふうに聞いております。こうした、英語以外の言語を母国とするさまざまな国籍の外国人就労者が今後増加するというふうにも想定しております。その際の周知方法について、その時々登録外国人の国籍状況に応じたパンフレットですとか、表示の整備について、今後、対応していかなければならないものというふうに考えております。

また、外国人就労者を雇用します事業主におかれましても、厚生労働省が定めた指針によりまして、外国人就労者の日本社会への対応の円滑化を図るための生活指導に努めると、こういうふうにされておりますので、行政のみならず、事業主の皆様にもご協力をいただきながら、ともに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 伊藤課長。

○企画課長（伊藤雅教君） 2点目の、浦河町と大学の共同開発をという質問にお答えさせていただきます。

現在、当町では、大学との連携として、平成28年に札幌国際大学、札幌国際大学短期大学部、昨年からは東京都文京区と日高管内7町との連携交流が始まっております。

国際大学短期大学との連携では、観光・スポーツ・幼児教育などの分野で、大学生の発想を町政に取り入れ、地域の課題解決や活性化、町や大学の人材育成につなげるものであります。

昨年度は、短期大学の学生が人形劇の公演を行ったり、国際大学の大学祭で浦河食材を活用した食べ物を販売し、PRをしたところであります。

今年度は、新規事業として、幼児期からの基礎的能力向上を図るために各種講座を実施する、幼児期からの学びの土台づくり事業などにおいて連携を継続していくものです。

また、乗馬療育事業では、委託先である特定非営利活動法人ピスカリが北海道科学大学と乗馬療育における効果について共同研究を行い、科学的に検証しているところであります。

議員から提案ありました共同研究ですが、現在、文京区との連携交流が始まっておりますが、その目的は、日高地域の認知度向上や区内大学との人脈形成を目的としております。連携事項は、今後具体的になってきますが、区内には多くの大学があることから議員ご提案の趣旨を踏まえ、可能性を探ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木孝雄君） 辻議員。

○5番（辻 芳明君） 答弁の中に、自分たちが想定したよりも進んでいると。その中で、31年に見直しを図っていくというご答弁がありました。実は、これは、自治体ではいかんともしがたい問題もはらんでいるのだらうと思っています。根本的に、やっぱり国の問題等があるのだらうと思っているのですね。そこら辺の働きかけを思って、実は、大ざっぱに質問させてもらった次第なのですけれども、どんどんどんどんグローバルという言葉の中で、平成3年ごろから具体化されて行ってきた、その結果が今の状況を招いていると僕は思っているのですね。そして、今回は、TPPという、これはあらゆる分野に非常に影響を来していく。そして、この20年間を見ても、格差がどんどん拡大している。さらに、この中でTPPとか、そのようなものが発令されていくと、人口減とか、我々の第一産業がもつ、もたないという部分ははっきり

しているのですけれども、それよりもっと問題なのは、遺伝子の問題とか、それとか肉牛とか魚にも使われているホルモン、成長ホルモン等々の問題、これらは非常に、ある本を読みますと、近ごろのがんの急増というのは、一概には言えないのですけれども、そういうことはらんでいるのではないかというようなことも、本なんかを読むと書いております。そういうようなことも含めた中において、この現象を、単なる浦河、浦河は浦河で努力しなければならぬ問題はたくさんあるけれども、浦河ではどうしようもないという一面もありますので、そこら辺のことをどのように考えて、国に対してどのように求めているのか。もしお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木孝雄君） 池田町長。

○町長（池田 拓君） ご質問にありましたように、浦河町で解決できる問題と、道や国の力を借りながら取り組んでいかなければならぬ問題があるのだろうというふうには考えております。町としてどういったようなことができるかということで、例えば、一例でありますと、企業創業の支援をするだとか、あるいは農業・漁業含めて、各事業所をスムーズに、後継者がいない事業所を経営移譲して事業所の数を減らさないためには行政としてどのような手助けができるかとか、恐らく多くの自治体で取り組んでいる部分というのは浦河町も恐らくは遺漏なく取り組んでいるのだろうというふうには考えておりますけれども、それが結果として、この人口減少に結びついていない。このことも、率直に言っているのだろうというか、厳しい現実としては、数字として示されております。

その次に、町として、みずからの力でもって、どういったような手が打てるのか。それから田舎が抱えている問題、国や道の力を借りながら、どういったような方策があるのか。これについては、もう少し、今以上にしっかりと取り組んでいかなければならないというふうには考えております。

特に、先ほど出ておりました外国人労働者の関係、私自身は、やはり日本人で、浦河町の牧場だとか、建設業だとかを含めて、漁業とか含めて、日本人でもって賄っていただけるのであれば、それにこしたことはないというふうには思っておりますけれども、現実には、そういう現実になっておりませんので、しからば、文化の問題、食べ物の問題、宗教の問題、いろいろな課題は、教育の問題含めてあるのだろうけれども、そういう困難さを乗り越えて、実際に働いてくれる、そういう人を浦河でふやしていかないと、この町の経済がどんどんどんどん縮小していくのだろうなというふうな、縮小の負のスパイラルというか、そういった状況になるのだろうなというふうには考えておりますので、特に今回の、国が骨太の方針で出した外国人労働者の受け入れの関係については、特に農業とか建設業も対象になっておりますので、その中に、先ほども重ねて答弁いたしますけれども、軽種馬の関係、外さないで軽種馬の関係も入れてほしいだとか、そういったような部分については、しっかりと国のほうに、私自身も含めて、あるいは町村会という団体を含めて、要請をしていきたいなというふうに思います。

ここから先は、こうなればいいなという話でありますけれども、今は、残念ながら、ほとんどの方が単身赴任で、制度上も、家族を帯同することは法律的に難しいような状況になっておりますのでそういったようなことも、情に訴えて、親子はできるだけ一緒に暮らしたほうがいいのか、そういったようなことも、法律の壁は厚いと思いますけれども、そして、日本人ではないかもしれないけれども、子供や家族を、あるいは町内の人口をふやしていく、そういったような手だても模索をしていかなければならないなど。もう、そういう時期に、浦河を含めて、道内のほとんどの自治体は、そういうところまで追い詰められているといえ、ちょっと語弊ある部分もありますが、そういう状況なのだろうなというふうに思っています。

その一方で、こういう町に来て仕事はしたい、働きたいという外国人の方はたくさんいらっしゃるようですので、そのところをどのようにうまく組み合わせて、この町のGDPと言うと、ちょっと大げさになりますけれども、そういったような、経済力が落ちないような手だてについては、各経済団体等とも力を合わせて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

○議長（佐々木孝雄君） 辻議員。

○5番（辻 芳明君） ありがとうございます。

この人口減の問題というのは、本当に日本の構造的な問題で、本当に、この小さい自治体でいかんともしようもないこと多々あるかと思ひますけれども、そこはそことして、やっぱり問いただしていきながら、何とか、この人口減歯止めのために行政も頑張ってもらいたいと思ひております。

この問題については、ここで終わらせてもらいます。

2番目の人口減という大きな要因はあるが、各産業の人手不足とその実態はということで答弁いただきました。ハローワークで調べた中において、166名が、要望があったと。これは単なるハローワークの話であって、実際は、本当に、なかなかつかみにくい。これ、調べようとしてもつかみにくい問題はあろうかと思うのですけれども、まず、基礎になるデータをきちんとはかった上の中において、それが日々、どういうふうに変化していくのかというのは、やっぱり、こういうデータが一番肝心かなと思うのですね。3年後には、今までこれがあった、50にいったものが30になったと。ただし、20しかなかったのが23もあったとかと、そういうものの実態というのがきちんとしたことを、1年置きなのか、2年置きなのかは別にして、その実態調査をするということは、非常にまちづくりの根本になろうと思うので、ぜひ、そこら辺の実態調査を小まめにやってもらいたい

なと思ひていると同時に、5年とか10年先に見直しとか、どうのこうのではなくて、ここら辺の実態をきちんとして把握した環境整備みたいなものを構築してもらいたいと思ひますけれども、そこら辺について、何か理解があれば賜りたいと思ひます。

○議長（佐々木孝雄君） 松田副町長。

○副町長（松田有宏君） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

町として、各分野の施策をつくっていくに当たっては、現状がこうだから、こういう施策が必要だろう、こういう効果が期待できるだろうというものをしっかりと議論なり組み立ててつくっていくというのが、今度より一層求められていると思ひておりますので、今、ご質問あったとおひ、各産業分野が、どういった問題を抱えている、どういう課題があるのかといったことを把握するということは、人手不足のことも含めて、町としてもしっかりと把握していかなければ、新しい施策なり、効果的な施策は打てないと思ひておりますので、その把握の仕方については、いろいろと考えていかなければならないと思ひておりますけれども、そういう現状把握が重要であるという認識については、町としても同様に考えているということでご理解をお願いしたいと思ひます。

○議長（佐々木孝雄君） 辻議員。

○5番（辻 芳明君） ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、3点目のことについて質問させていただきます。

ご答弁によると、近ごろ、インドから外国人が多くなってきていると。まさしく、およそ188人のうち、100名は、ちょっと越しているだろうと思ひております。そこで、今、インド、マレーシア、それとフィリピンが主にここに来ていていると思うのですけれども、それぞれ、さっきヒンズー教の話もしていただきました。それらのことも、そういう実態を把握した中において、彼らたちがわかりやすいような環境を、そういうものをヒンズー教で

書くのか何かわからないのですが、そういうような形の中で、お店屋さんとか何かとも連携しながら、やっていっていけばいいなと思っただけなんですけれども、一番問題なのは、ハラール法というのが、ヒンズー教にしるイスラムにしる、ハラール法というものがあって、豚肉がだめだとか、牛肉がだめだとか、何肉がだめで、何とかかんとかと、食べ物の云々が非常に事細かに規制されているということも実際あると。そういう中において、そこら辺もきちっと、彼らたちの悩みの中の一つとしてありますので、そこら辺の実態もきちっと把握した中において、どうお店屋さんとか、買い物に行く商店街の方たちに認知させるようなことも徹底していかなければならないのではないかなと思っただけなんですけれども、それに対する考え方はありますか。ハラール法とか、そういうものについての考え方で。

○議長（佐々木孝雄君） 池田町長。

○町長（池田 拓君） 前に、外国人の方を招いて、浦河で暮らしてという集まりがあって、そのときに困っているのが、大きいお店に行ったら、なかなかローマ字表記がなくて困っているのだという話を聞いて、そこは、すぐ札幌のほうの本店というか、本部のほうに言って相談したら、ニセコのほう、あるいは倶知安のほうでは、外国人が多いのでローマ字表記をやっているんで、そのこのところは、そのノウハウをとということで、もう、私、お店にめったに行きませんので、確かめてはおりませんが、浦河店でもすぐやりましょうというお答えいただいておりますので、もう既になされているのではないかなというふうに思います。

あるいは、またそのときにいただいた情報の中で、あるいは事故、去年ありましたけれども、そういう事故を受けて、外国人向けのリーフレットを発行したり、あるいは交通安全の教室を開いたり、そういったことはやっておりますし、先ほど答弁させてもらいましたけれども、インドの大使館のほうに行って、細いながらもパイプができましたので、そう

いった中でもって、そういう外国人の方が、この町でもって暮らしやすい、より暮らしやすい方法を行政としてどこまでいけるかについては、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、これは相手があることなんですけれども、例えば一例として、町内の料飲店、あるいは料飲店の団体に対して、今言った、こういったようなことが、こういう宗教の人はだめですよ、無理ですよといったような情報についても、適宜、流せるものであれば流してまいりたいなというふうに考えております。本当にいろいろな宗教があって、例えば、インドであれば牛がだめだとか、イスラムであれば豚がだめだとか、鶏肉が一番安全だとか、いろいろなことは、対日本人では聞こえてきますけれども、生の声としてはなかなか入ってこないこともありますけれども、そういったようなことも踏まえて、せっかくこの町で暮らしてくれるのであれば、より安心して暮らしていただけるような、そういった手だては、できる限りではありますけれども、努めてまいりたいなというふうに考えております。

ただ、その一方で、ちょっと、これは杞憂に終わればいいのですけれども、浦河を初めとする日高東部でもって、インドの方中心に働いてもらって、その方の評判が割とよい方が多くて、それで、日高全体にそれが広がりつつあるというような話も漏れ伝わってきます。そうしますと、私、インドでの乗馬の技術を持っている人の、いわゆるインドでの競馬のグループの大きさというのはわからないのですけれども。そんなに日高全体の需要に応えられるだけの人数、頭数がいるのかなという、杞憂に終わればいいのですけれども。そういう心配もしておりますけれども、これは浦河に限らず、日高全体、馬に携わる方々にとっては大きな課題となっておりますので、その辺、もしかしたら、その対象があるのであれば、町村会のレベルで取り組んでいけることにもつながっていくのかなというふうにも考えておりますので、さまざまなことで

もって生の声を聞く機会を設けて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐々木孝雄君） 辻議員。

○5番（辻 芳明君） 和田課長のときに、実は、警察を講師として、インドの方、マレーシアの方たちとの交通の問題について、いろいろな話し合いを、たまたま私たちが日中友好協会で、去年、外国人との意見発表会の中で、こういう意見が出て、それをもって神原議員の質問があって、その対応をしてくれたということに対しては感謝して、頑張ってくれているなどということ、この場をかりて感謝をすると同時に、今、インドのお話があったのですけれども、これから、インドの方が非常に多くなってこようかと思っているのですね。恐らく、こう言っては失礼になるのですけれども、遠くはアイルランド、ニュージーランド、豪州から軽種馬の関係は来ていたのですね。そして、モンゴルの方も多く来ていて、その間、中国の方は馬とは別だったのですけれども、水産の関係のことで来ていて、どんどんどん人の流れというか、国の流れというのがあるのか、わからないのですけれども、インドの方が一番真面目です。これはもう人種柄というのかな。そういう意味で、インドの方が非常に多くなって来るのだろうか。あらゆる分野でも、インドの方が多くなって来るのかな。ベトナムは、近ごろ多くなってきているのですけれども、僕たちはベトナムの労働者と話したことがないので、実は、うちも従業員を何とか日本人の方たちで賄おうと思って、ずっと努力してきましたけれども、とうとう耐え切れずに3年前ほどからインド人とマレーシアの方、3人を使っております。

そんな中で感じたことでありますと同時に、インドは、きちっと競馬があるのですね。競馬場があって、インドの方たちは、自国の競馬、小さい競馬なのですけれども、アナカーンと言うのが、インド人の方なのですけれども、フランスの大きな牧場を持って、これは

もう、昔から、戦前からずっと競馬を愛してやっていると同時に、インドの方に聞くと、一体馬の技術をどこで学んできたのだというのは、大半が、馬の知識を持っているのですね。彼らはどこに行っているかといったら、ニュージーランド、それとオーストラリアで物すごく働いているのですね。うちに来ての方たちも、みんなそういう関係の方たちがうちに来ていているというような関係もあります。そういうことで、まだまだ馬のことに對しては、インドの方たちの、まだ相当おられるだろうと思っていますと同時に、ほかの他産業にも、インドの方たちとの交流が深まっていくのではないかなと思っております。

先ほど、岡崎議員も、このことについて質問がありました。この外国人のことについては、ここで質問を終わらせてもらいます。

それでは、大学との共同開発のことについてお尋ねいたします。

こんなにあつたのですねというのは国際大学と、観光、スポーツ等々のことが、そして乗馬療育のこともこれから組み入れてやっていくというご答弁でありましたけれども、実は何よりも僕は気になっているのは、この人手不足の解消のためにやはりIT化というのはどうしても必要になってくるのだろうと思っております。それらの形の中でどうこの浦河の地元で即したIT化を利用した形の中で、浦河の町民たちがどう取り組んでいけるかというのが最も大切なことになってくるのだと思うのですけれども、残念ながら、私たち個人で、そのITとかどうのこうのといっても、なかなか言葉はわかっている、どう調整というか、使いこなすというのか、またどういうふうに展開してうまく活用できるかというのは全く頭に浮かんでこないという実情の中において、やっぱりそこは頭のやわらかい大学生たちが、非常に有効に活用できるのかな。要は、コンピューターにしろ何にしろ、発想が一番大事だということらしいのです。そこでソフトをつくっている、その発想力が一番肝心なのだということで、

やはり、国際大学がいいのか、東京のどこがいいのか、そこら辺はいろいろと、それぞれの考え方はあろうかと思えますけれども、そういうIT化のことについての、これから浦河の取り組みということをどう捉えているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木孝雄君） 伊藤課長。

○企画課長（伊藤雅教君） 辻議員のおっしゃるように、その部分については、これからは大事になってくるし、今も大事な分野だと思っております。

その部分については、やはり私どももそうなのですけれども、若い人たちの部分の、大学生の、これから今提携をしている大学生の皆さんにそういう部分についても、もっともっとそういう部分を活用してもらって、いよいよになっていくような形が流れがいいのかなというふうに思っています。

その中で、ことし、国際大学の提携もありますけれども、文京区という部分で、東京の大学のつながりも、これはちょっとまだ今始まったばかりなので、具体的にどういうものというのはないですけれども、これからそういうつながりをつくっていかうと思っておりますので、その中で一応辻議員のおっしゃるようなことも踏まえてできていけばいいのかなと思っております。

○議長（佐々木孝雄君） 辻議員。

○5番（辻 芳明君） 実はやっぱり利用するのは私たちなのですね、実は。ところがさっきも言ったように、何かないだろうかと考えるけれども見つからない。恐らく今、ほかの産業のことを言ったら失礼なことになる可能性もあるのですけれども、軽種馬産業においても絶対何かあるはずなのです。その何かというのがわからないというのが実態なのですけれども、それで、やっぱり軽種馬たちにも若い人たち、後継者の人たちもおられます。彼らたちの考え、これから担っていく彼らたちというのは非常に大事であって、なかなか笛吹けど踊らずというのが今の現状かなと思っておりますので、それでは置い

ていかれる一方なもので、ここら辺のことは、軽種馬農協とかひだか東農業協同組合ばかりではなく、あらゆる分野についても、このIT化というものの利用というものの、それを含めて、足元にある、例えば、海藻類にはこういう云々があって弱くなっていると、我々は昆布を売って、福井で、いろいろな加工をしたものが量がたくさんある、売り放しの一方であったり、また、そういうことが、ここで完結することが6次産業化というものなのですけれども、それらもIT化とか、そういうものの、AIだとか、そういうようなものをもろもろを使った形の中で、大学と、そういう新しい、交流を深めた形の中でやっていければいいなと思うのですけれども、国際大学はどこにあるのかわからないので、札幌だと思っておりますけれども、東京となるとなかなか大変なのかなと、こっちに来るということは、常に四季折々に、季節が変わった中において、それぞれの中において、魚にしる、生える植物にしる、野菜にしる、いろいろなものがある。まめな形の中で、何かそういう形の何か発想となるようなこともあろうかと思うのですね。

白糖のことで、この間、白糖の話が出ていたのですけれども、白糖というのは、5年前に鹿のエキスをとってドリンクをつくって、中国に売っている。なかなか先駆けの町であります。そして、その中で、今度はアイヌの伝承物の、ゲンノショウコとか柳だとか、それぞれいろいろなものを、ヒ素だとか、そこらのものところに、その分子というのか、ここにアルツハイマーにかかわる要素が入っているのだと、これを進めていくのだというように書いてあって、そこらの、あらゆるチャンス、たくさんあると思うのです。

そこら辺も、若い人たちとともに、大学生とか、また行政、また我々の組織もかかわった形の中でやっていければいいかなと思っておりますので、そこら辺の指導力も、私たちも頑張りますけれども、行政もその指導力を発揮していただければありがたいなと思つて、

そのことを要望して、質問にかえさせてもらいます。

きょうはありがとうございました。

○議長（佐々木孝雄君） 以上で、辻君の質問を終わります。

ここで、事務局の事務手続のために10分ほど休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時55分

○議長（佐々木孝雄君） 会議を再開いたします。

7番、飯田君の発言を許します。

（7番飯田美和子君 登壇）

○7番（飯田美和子君） 発言通告書に基づきまして、2件について質問させていただきます。

まず1件目は、新学習指導要領の実施に対する取り組みはということで、2020年から始まる新学習指導要領に基づく学習では、これまで、詰め込みとか、ゆとりとかいった二極的な考え方ではなくて、これまで同様の学習内容は減らさずに、これまでの何かを学ぶかに加えて、どのように学ぶか、何ができるようになるかといった視点で見直しがされているようですが、これからの学習は、グローバル化と人口減少が今後ますます進む2030年代に生きていく今の子供たちにとって大変重要な学習だと思います。新学習指導要領のもと、今身につけなければならない学力はもちろんですが、ともに考える力と生きる力をしっかりと育てていきたいものです。

新学習指導要領の一つとして、教員からの一方的な講義で知識を覚えるのではなく、生徒たちが主体的に参加、仲間と深く考えながら課題を解決する力を養ったり、また、力を養う授業手法として、議論やグループワークなどを行うアクティブラーニングと言う学習方法を全ての教科に取り入れることや、道徳の教科化や小学校での英語の教科化、プログラミング教育の必修化を取り入れることになっています。

浦河町では、前倒しでタブレット導入をしておりますけれども、英語の指導助手の増員などの取り組みがこれからされてくるのですが、小学校では32年度から、中学校では33年度から、新学習指導要領が全面実施と迫っていますので、改めて浦河町として、新学習指導要領に基づいてどのように取り組んでいくのか。その学習の方向性について伺いたいと思います。

①今年度予算の英語指導助手の増員は、小学校での外国語の教科化によるものと思うが、外国語の教科化、また小中学校における道徳の教科化に伴う教職員の増員についての考えは。

②今このような現状で、教職員の多忙が社会では大きな問題とされているが、新学習指導要領の実施により、今後多忙化が進むことが懸念されるが、町としての見解は。

③英語教育においては、小学校5・6年生が年間35時間から70時間になり、小学校3・4年生も35時間英語授業となり、授業時間が増となるようだが、学習の詰め込みにはならないか。

④文部科学省では、平成29年に、各教育委員会において新学習指導要領の教職員への周知徹底を図ることとしていたが、当町においてはどのように行ったのか。

⑤今回の学習指導要領の改訂に対する教育長の所見を伺う。

2番目に、外国人への交通標識の周知について。

先ほどから、外国人登録者についての質問がほかの議員からもありますが、別な視点から質問させていただきたいと思います。

人口減少問題が加速する中、ふえ続ける人口があります、当町で。北海道のデータによれば、北海道に在住する外国人は、平成25年には4,500世帯だったのが平成29年1月では5,014世帯で、514世帯の増になっています。浦河町においても外国人の人口は、平成28年1月には85人だったのが平成30年5月末では188人と、平成2

8年1月に比べると103人の増となっています。

近年では、そのような中、日本を訪れた外国人が自動車を運転して人身事故を起こすケースがふえています。中でも顕著なのが、韓国や東アジアなどからの訪日客による事故の増加です。レンタカー利用がふえた一方、日本の交通ルールを学ぶ機会が少ないことが背景にあると見られます。

啓発活動が急務と思われませんが、これは日本に住む外国人にも同様と言えます。国際免許などを持つ外国人による人身事故は一時停止違反が多いことから、こういった背景、また2020年に開催される東京五輪を見据えて、警察庁では一時停止と徐行を示す道路標識に、それぞれ英語表記を加える改正が昨年7月に施行されました。しかし、それは道路の新設や標識の更新時ということもあり、今後十数年にかけて切りかえていくということです。

町内の外国人登録者は、インドやマレーシア、南アジア、東アジアが多いということですが、日本で運転をするということになれば国際免許が必要となりますが、国が違えば交通ルールも違い、また、日本のルールを全ての人が理解しているか、とても心配です。

日本全体を覆う深刻な人手不足の問題や、やっぱりその活路には、外国人労働者に頼らなければいけないということになるということもあり、6月5日には、政府は今後の財政運営の考え方を示す文書、骨太の方針の原案を示しました。注目はやはり労働力不足の取り組みですが、その対策として、5項目において、今後、外国人に対して新たな在留資格を設けることが明記されました。となると、これから先、日本中でいろいろな職種において外国人の労働者がふえるわけです。

一方で、外国人に来てもらえるような国になるには、労働者としてではなく、生活者として受け入れる施策が必要なのではないのでしょうか。こうなるとますます外国人労働者がふえてくることが予想されますが、わざわざ

遠い他国から働きに来てくれて、そして、この地で交通事故に遭わないようにするためにもという思いで質問いたします。

①浦河町に住民登録する外国人登録者に、生活に関することや交通ルールなどのパンフレットなど、どのようなパンフレットを配付しているのか。

②浦河町の大切な労働力として外国人登録者を受け入れる中、これからも外国人の増加が見込まれることから、法改正された道路標識の更新を早急に行うべきと考えるが、今後の更新のスケジュールなどは町として把握しているのか。また、危ない箇所の道路標識の更新の働きかけはできないのか。

③国の方針で労働力不足の対策として、今後、外国人に対して新たな在留資格を設けることが明記されたのを受け、ますます外国人労働者がふえると思われる。町内はインドやマレーシア人も多く、交通標識を十分に理解していただくためにも、英語表記以外に多言語表記にしたパンフレットなど、外国人登録者と、その方々が働く雇用先にも配付してはどうか。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 浅野教育長。

○教育長（浅野浩嗣君） それでは、私のほうからは、飯田議員の新学習指導要領に関するご質問についてお答え申し上げます。

全部で1から5番目あるのですが、多少いろいろ前後しますが、お答えしてまいります。

新学習指導要領ですが、平成32年、2020年度から小学校で、次の年からは中学校ということで全面改正になるわけです。小学校の学習指導要領の改訂によりまして、新たに3年、4年、この学年で外国語活動が年間35時間、今までありませんでしたけれども、行われます。5・6年生につきましては、もう既に外国語活動ということで行っていますけれども、これが中学校と同じように、活動というのではなくて英語科ということで、そういった教科になります。これが今は50

時間なのですけれども、これが15時間ふえて年間70時間ということになります。

先行実施としまして、今年度、当町におきましては、3・4年生で年間15時間、そして5・6年生では、今、外国語活動と行っていますけれども、35時間のところを15時間ふやしまして50時間の授業を今年度既に行っているところであります。

これまで、英語指導助手1名入れておりました。小学校と中学校で大体同じ時間数で教えていたところであります。今言いましたように、小学校で時間数がふえますので、ざっと倍近くにはなります。そういったことから、今いる外国人のAETを主に小学校のほうで指導するようにし、今度新たに、パートになりますけれども採用しております英語指導助手につきましては、中学校のほうで指導することで今対応しております。

あと、道徳なのですけれども、道徳は、今年度から、小学校のほうでは、もう教科化されて、特別の教科道徳ということで、教科書も使って行っているところであります。道徳については、これまでも道徳の時間ということで、ずっと以前から行っていました。ただ、道徳の場合は、例えば英語の免許とか、何々の免許があるというわけではなくて、時間ということ、教科でなくて時間、何々の道徳の時間ということで、担任の先生が主に教えていたところであります。

ということで、それが道徳の時間が教科としての道徳に変わったということで、時間数には変更はないところであります。時間でいいますと、1年生では年間34時間、2年から6年生では年間35時間行われているところであります。新学習指導要領におきましても、新学習指導要領が実際新しいものが始まる前からそこは教科化ということで、ことしは小学校、来年からは中学校ということで始まります。

そういったことで、時間的には変わらないのですけれども、教科ということで、通知箋、あゆみといいますか、通知箋には評価を書か

なくてはなりません。今まではそういった欄はなかったのですけれども、それが新たに時間が先生方とられるかなと思っています。

学習指導要領なのですけれども、これは今さら言うまでもありませんけれども、日本の場合、公教育として義務教育で、全国どこに行っても同じレベルにしたいということで、そういった一定の水準を保つための基準を示しているものでありまして、これまでも大体10年間に1回ぐらいは変わっていました。社会も変わりますので、世の中が変わりますので、それに対応したということで、現行の学習指導要領は平成23年度から始まっています。

一口で言いますと、今行われています学習指導要領、生きる力、その前の前の学習指導要領から言われていますけれども、その部分をより育成していこうと。生きる力というのは、ただ単に学力でなくて、知・徳・体のこのバランスのことを言うのですけれども、そうは言っても現行の学習指導要領の場合は、その部分の学力のほうに重点といいますか、それを置いているかなと思っています。この現行の学習指導要領の中で、小学校の今5・6年生で行われています外国語活動、これも導入されたところであります。現行の学習指導要領の時間数でいいますと、その前の平成14年度から始まっています学習指導要領と比べると、授業数が結構ふえています。

そういったものであるのですけれども、今回の学習指導要領の改訂につきましては、先ほど議員のほうからもお話、ご案内いただきましたけれども、急速に変化し、予測不可能な未来社会においてということで、そういった中で、今の子供たちがしっかりと生きていけるような、そういった資質・能力を育成していくと。

そして、それは学校だけではなくて、社会ともその目標を共有しながら、連携しながらということで、一つの大きな今回の学習指導要領のスローガンの中に、社会に開かれた教育課程ということが言われています。そう

いった中で、やはり脈々と続いていますけれども、この生きる力、これをより一層、今の学習指導要領もそうなのですから、さらにつけていこうということで、その中で育成すべき資質・能力というものが示されています。

何ができるようになるか、そして何を学ぶかと、どのように学ぶかということで、いろいろ言われていますけれども、今回の学習指導要領を具体的に見ていきますと、それぞれの教科について、以前のものとは違った表記をしています。目標、内容というものが書かれていますので、その中で、この教科ではどういった知識、技能を身につけるかということの項目が書かれています。そのほかに、思考力、判断力、表現力、これをつけるためにこういったことをするというようなことで、あと、教科によっては、学びに向かう力、人間性、こういったものはどういふぐあいにこの教科の中で指導していくか。そういったことも、以前の学習指導要領と比べましたら具体的に書かれているところがあります。

それを身につけるための方法として、以前はぼやとした形でアクティブラーニングという言葉が言われていましたけれども、今回の学習指導要領、これは法令ということで、余りフアジーな言葉遣いは使えないということで、主体的・対話的な深い学びということで、そういった言葉で今回は表現されていますけれども、学習指導要領は、教師が指導するという、そういった基本になるものでありますけれども、子供の立場に立ってということで、今回は、深い学び、子供の学び、子供を主体的に置いた、そういった授業改善をしていこうということで行われています。

あと、各学校がそれぞれの、学校によっていろいろ特色ありますけれども、あと地域性もあります。そういった学校が持ついろいろな素材を活用しながら、それぞれの学校で、もちろん柱になる学習指導要領がありますけれども、教育課程を組んでいきたいと思いますという、

これもちょっと横文字なのですからけれども、カリキュラムマネジメント、これについても強調されているところでもあります。

結果としまして、英語が5・6年生でふえたり、3・4年生で新たに加わったりとか、前回ほどの授業数はふえてはいませんが、ちょっとふえたかなという気がします。

今回の学習指導要領につきまして、私としましては、こういった時代の流れからいって必要ではないかなということで考えております。10年後、20年度に一体どんな社会になっていくのかなといったときに、臨機応変にといいますか、対応できる、そのための知識、技能を持ちながら、また判断力、思考力、表現力、そして何よりも、何かあったときに自分でやっていこうという学びに向かう力といえますか、そういった中で人間性と体力、そういったものを養おうということで、今回の学習指導要領は言われているところです。

ただ、課題としては、主体的・対話的で深い学びといいますが、要するにグループ学習とか、そういったことを多用しなさいということではありますけれども、ただ、初めに子供たちがきっちり暗記といいますが、覚えることは覚えないと議論までいきませんので、ですからその辺の使い方が先生方も難しいかなと思われているところでもあります。基礎、基本は、まずはがっちり覚えることが必要かなということで思っています。これは、学校、学級の状況によりながら、先生方の力量をもって、これからのトレーニングによって活用してもらえるかなと思いますけれども、いずれにしても運用の難しさがあるかなと思っています。

あと、先ほどもお話ししましたがけれども、小学校の英語科についても、小学校の先生は、もともと英語の免許を持っていませんといいますが、小学校の先生は全部教えるのですけれども、教員養成課程で各大学で資格を取った段階では、英語については教え方とか教えられていません。ですから、その部分で、仮に中学校の英語の免許を持っていればそれ

はそれでよろしいのでしょうかけれども、国のほうとしても、今こういった前に進める段階において、小学校の先生方にも、そういった教員養成段階からそういった知識といいますか、技能を身につけさせることが必要ではないかなと思いますけれども、まだちょっと国のほうも準備不足かなということで、そこにも課題が出てくるかなと思っております。

あと、プログラミング教育というのも入ってきますけれども、これについても、なかなか、小学校の先生方で、英語と同じで教員養成課程の中で十分に教育しているとはなかなか言えない状況であると思いますので、そういった国の体制、これはもう始まることですから、国といいますか、道教委のほうの研修等にその辺は委ねたいと思っておりますけれども、当町としても、そういった研修を先生方に大いに勧めていきたいと思っています。

そういった総体としては賛成でありますけれども、ただ、いろいろな準備が国のほうでどうなのかなということで、今回の学習指導要領について思っています。

あと、ゆとりか詰め込みかということでお話もありましたけれども、考えたら、70年代は詰め込みの時代だったのかなと思います。知識偏重で、あの当時、校内暴力とか落ちこぼれでなくて、教える立場からいえば落ちこぼしといいますか、そういったものが出てきたり、家庭では積み木崩しのような、そういったことがありました。過度の競争といいますか。

そういった反省があって、一気にゆとり教育の流れになったのですけれども、平成14年度の学習指導要領、ここの中では授業時間数が、過去の授業時間数を見ていきますと、指導要領の中で、一番少なかったのですけれども、少なく、ゆとりだと言いつつ、今度はPISAといいまして、OECD、経済協力開発機構ですか、そこの学力調査がありまして、それで結果が悪く出たのですね。それを受けて、今度、その次の23年、24年の現行の学習指導要領では、授業の時間数が一気に

にふえたというか、以前に戻るような形にはなったところです。ただ、その段階においても、先ほども議員おっしゃられましたけれども、詰め込みとかゆとりでなくて、今必要だからこうだというような文科省のアナウンスはあったところであります。

そういった中で、子供たちの詰め込み云々ということがあるのですけれども、ここで課題になるのが、ご質問の中にもあるのですけれども、指導する先生側の、教職員の先生方が大変かなと思っています。多分、今回の指導要領の改訂よりも、前回の学習指導要領の改訂のときのほうが、かなり大幅に時間数がふえていますから、前回のほうがより大変だったかなと思っています。今回は、若干の授業数がふえることになりましてけれども、いずれにしても、先生方の問題につきましては、昨年来からマスクミでも取り上げられ、行政のほうも今動きを行っているところであります。

北海道教育委員会のほうでも、教職員の長時間労働、これを何とかということで、働き方改革でありますけれども、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」、これを本年3月に作成しまして、各市町村教育委員会にも示したところであります。こういった中では、一応3年間の計画ではあるのですけれども、先生方の一週間の労働時間を3年間の間に60時間以内にするというような大きな目標を立てて、部活また学校閉庁日、そのほかいろいろな形で事務の軽減を図ったりということでの指針を示しているところであります。

当町におきましても、これまで学校のほうでの職員会議、週1回ありますけれども、その日は、子供たちは帰して、先生方もノー残業デーとしてというようなことも管理職が促してはいるところであります。また、中学校のほうでは日曜日の部活はしないようにして、試合があった場合は翌日を休みにする。そういったことの取り組みもしているところです。

また、今年度から、新たに学校の夏休みと

冬休み、長期休業中の学校閉庁日、これを設定しまして、夏ですと三日間、冬の場合だと八日間、これを閉庁日とすることで、これは日高管内でも全体でやろうということで行っておりますけれども、そういった取り組みをすることにしております。

あと、先生方の日常の業務を軽減するために、校務支援ソフト、学校の職務といいますか、事務的なことや、あと成績のほうの管理もありますけれども、校務支援ソフトの導入も検討してまいりたいと思っています。ただ、学校でばらばらということになりませんので、これについては、校長会、教頭会とも連動しながら、一体どういったシステムがいいのかなということで、その辺は提案してもらおうようなことで進めてまいりたいと思っています。

あと、考えるところ、一番のところ、根本的には教職員の数をふやすのが一番かなと思うのですが、ただ、これは国の問題でありまして、その辺はなかなか難しいのかなと。ですから、今できることとしては、それぞれの学校、あと先生方、自分たちの働き方をいま一度精査して、あと、どちらかという一人先生方悩むことも多いと思いますので、グループ、チームとなって、チーム何々学校ということで取り組んでもらいたいと思っていますし、学校のほうにも、事あるたびに校長会等ではそういったことを伝えているところでもあります。

あと、最後にですけれども、新学習指導要領……

○議長（佐々木孝雄君） 教育長、簡潔に答弁願います。

○教育長（浅野浩嗣君） はい。

新学習指導要領の教職員の周知徹底ということでもありますけれども、これらにつきましては、各学校の校内研修、勉強会をしてもらいながら、教職員全てが十分に理解できるように取り組みを行っているところでもあります。

また、北海道教育委員会のほうでも、さまざまな研修を通して、新学習指導要領の理念、

また具体的な方策について指導はしているところでもあります。

また、校長会、教頭会でも、たびたび言っておりますけれども、先生方にももちろんですけれども、父母の保護者の皆さん方にも、一体どういうぐあいに変わるのだということで、新学習指導要領について周知するようなことで、学校だより等を使ってということでの指導もしているところです。

以上であります。

○議長（佐々木孝雄君） 佐々木課長。

○町民課長（佐々木俊也君） 2番目のご質問であります外国人への交通標識の周知につきまして、ご答弁申し上げます。

まず一つ目の、浦河町に住民登録する外国人に対してどのようなパンフレットを配付しているのかというご質問であります。

転入手続の際に窓口で配付しているものがありますけれども、まず一つ目が、日本の交通ルールについてまとめたガイドブック、これが英語、中国語、韓国語、それぞれに翻訳したものであります。それから二つ目が、ごみの分別方法を記したパンフレット、これについては英語表記であります。それから、町内の観光パンフレット、これについては英語、中国語、韓国語。この三つのパンフレットを配付しております。

次に、二つ目の、今後も外国人の増加が見込まれることから、改正された道路標識の更新を早期に行うべきと考えるが、今後の更新スケジュールなどは町として把握しているのか。それから、危ない箇所の道路標識の更新の働きかけはできないのかという2点のご質問です。

昨年7月に施行されました道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正によりまして、一時停止や徐行などの標識の新設または更新の際には、英語併記された様式を用いることとなっております。なお、同年7月に警察庁より出されました通達におきましては、留意事項として、訪日外国人による自動車利用状況等を勘案して、特に必要性が認

められる場合には更新時期を待たずに新様式により整備することは妨げられないというふうにされております。

浦河警察署のほうに確認しましたところ、現在、町内に設置されております一時停止の標識は全部で160本ありまして、そのうち5本が既に英語併記となっているそうです。今後の更新作業の手順につきましては、まず、浦河署が随時標識の点検を行いまして、破損や経年劣化に伴う視認性の低下が認められる標識を抽出しまして、その中で必要性の高いものから順に更新を行う流れというふうになっていることです。

次の、危ない箇所に設置してあります道路標識の更新について働きかけできないのかというご質問でありますけれども、浦河署からは、早期更新が望まれる具体的な箇所について、地域からの要望があれば協議することは可能であるというふうに回答をいただいておりますので、今後、具体的な箇所につきましては調査を行い、要望してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、三つ目のご質問の、町内にはインド、マレーシア人も多く、交通標識を十分に理解いただくためにも、英語表記以外に多言語表記をしたものを外国人登録者と、その方々が働く雇用先にも配付してはどうかというご質問であります。

議員ご指摘のとおり、先ほどご答弁いたしましたパンフレットについてはほとんどが英語翻訳でありまして、ご理解いただけない外国人も多数いらっしゃるという実態のあることは認識しております。

英語以外の翻訳したパンフレットの整備ですとか、また、雇用先である事業主からの指導というのも非常に大切なことだと思っておりますので、今後、浦河警察署と協議して進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木孝雄君） 飯田議員。

○7番（飯田美和子君） まず、新学習指導要領の実施に対する取り組みについてなので

すけれども、先ほど教育長から答弁いただきましたが、授業数のところで、英語教育について、小学校5・6年生が35時間から70時間になり、小学校3・4年生も、英語活動ですけれども、授業ではないですが、35時間になるということなのですけれども、町としては、この授業数がふえることで、子供たちに生きる力とか社会に開かれた力とか、いろいろ主体的・対話的にとかというようなほわんとした形ではなくて、例えば、子供たちに受け答えができるぐらいまで、この授業の中で学んで、浦河の子供たちは英語、例えば外国人の方ともやりとりができるように、この授業数によって目指すところというのか、要はこの新学習指導要領で、英語の部分について目指すところというのをお聞きしたいのですが。

○議長（佐々木孝雄君） 浅野教育長。

○教育長（浅野浩嗣君） 小学校の英語なのですけれども、目指すところといいますか、学習指導要領のほうにはそれが書かれているわけなのですけれども、小学校3・4年、外国語活動、5・6年で英語科、その後、中学校、高校とあります。私も、今回、教育執行方針の中でも触れましたけれども、CAN-DOリストということで、この段階においては、このぐらいできると。ここでこうだ、こうだということで、それも学校種、小学校で終わるのでなくて、次に続くようなということで、小中高連携協議会という、そういった組織がございますので、その中で、浦河のこの小中高としてどこまで持っていくのか。

ただ、基本は学習指導要領がありまして、そこに、先ほど言いましたような項目が書かれていますので、その流れでいこうとは思っていますけれども、今回、国のほうで、こういった小学校3・4年からおりてきて、あと、5・6年で英語科、中学校と同じようになったというのは、こういったグローバル、今さらでありますけれども、グローバル社会においてのコミュニケーション能力を養うと。実際に使えるものということで、前倒しで3

年、4年生からなっています。

あと、中学校で英語科になりますけれども、そこもスムーズに小中つなごうということで5・6年生におりてきていますので、ですから、まずは英語に親しみ、そして話すということが、今回の、また細かな話、話すというところの分類でもプレゼンテーションという、そういった分野も出てきています。ただ単にやりとり、挨拶とかでなくて、自己表現力になりますけれども、ですから、そういった中で、今ここで、この段階で、ここということはちょっとなかなか言えませんが、今、町内のそういった英語科にかかわる先生方に集まってもらいながら、文科省の、そこは基本にしながらも、浦河としては、この段階でこうできる、CAN-DO、できるといいますか、そういったことで英語教科、英語教育を進めていこうということで考えております。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 飯田議員。

○7番（飯田美和子君） この授業数がふえることによって、都会の学校では、今、札幌なんか、ことしもニュースにもなりましたけれども、運動会が午前中になったりだとか、あと、実際に町内の学校でも総合的な授業の時間を減らすだとか、そういったことが現実にあるわけなのですけれども、実際に授業数がふえるので、例えば7時間授業だとか、今まで6時間だったものが7時間授業になるとか。

今の子供たちでも、きっと6時間目、5時間目に算数とかがあったら、なかなか頭に入っていないのではないかなと思うのですけれども、例えばそれが7時間授業になって、やっぱり授業の関係で、そういった午後の時間にもそういった授業が入ってきたりとかということも考えられるのではないかなと思うのですが、その授業数がふえることについての町としての考え方というか、例えば運動会を午前中にしなければいけないかなとか、総合の時間が少なくなるとか、授業のほうにもっと時間を使わなければいけないというよ

うなことになるのでしょうか。

○議長（佐々木孝雄君） 浅野教育長。

○教育長（浅野浩嗣君） 英語科で時間数がこれまでよりもふえるのですけれども、そこは、今の授業数をベースにしながら決めていき、運動会のお話もありましたけれども、きっと都会ではまた別の要素もあるのかなと思うのですけれども、浦河においては、そういった行事を削ってその分を授業に向けるということでは考えておりません。

大体、年間35時間という、週に1時間という、大体イメージで考えていただければいいのですけれども、ですから、15時間でいいですよと、2週間に1回ふえるかなということなのでも、そこは全体の調整の中で、7時間までいかないで、そこまでいかないような時間数も、4時間とか5時間というようなところもありますので、そういった中で埋めているところです。総合的な学習時間、国のほうでは先行期間2年の間に総合的な学習の時間で、その英語科についての部分をやってもいいですよということによっておりますけれども、学校によっては、その辺多少活用もありますけれども、最終的には全面実施の年にはそれはできなくなります。総合的な学習の時間は学習の時間で確保しながら、あと英語科、外国語活動ということで行っておりますので、今の時間数の中でやりくりしながらといいますか、これから、今先行実施でその時間ですので、また来年になると本番に近づいてきますので、そこはこれから学校との相談ですけれども、全面実施と同じ時間でいくのか、段階的にもう少しふやしていくのかということで、そういった準備をこれからしていくことになります。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 飯田議員。

○7番（飯田美和子君） いずれにしましても、まだ完全実施になっていないわけですから、でも、その前に言いたかったのは、やっぱり、子供たちにとって、ちゃんとしたというか、子供たちがちゃんと理解してわかるよ

うな授業の配置の仕方で、ぜひやっていただきたいなというのを要望しまして、1件目の質問は終わらせていただきます。

次になりますけれども、外国人への交通標識の周知についての部分で、1番で、英語表記のパンフレット、交通ルールですとかはほかの言語もあるようですが、ごみ分別とか、観光のほうは英語表記になっているようですが、こういったパンフレットを外国人登録者の方に全員に配っていると思うのですが、今後、今、浦河町に来ている外国人登録者の国の、インドの方が多いということなのでヒンディー語だとか、そういったことも考えられる、表記するのに加えて、例えば、この標識はとまれですよというのをヒンディー語だとかにするというような考えはあるのでしょうか。

○議長（佐々木孝雄君） 佐々木課長。

○町民課長（佐々木俊也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実は、交通ルールのガイドブックというのが、こういったもので、市販をされているものを購入してお配りしております。それで、ヒンディー語の部分につきましては、いろいろ調べたのですが、市販されているものはないので、これから独自につくっていくというような形になりますので、交通ルール以外のものの、先ほど辻議員のほうの質問にもご答弁しておりますけれども、いろいろな生活のルールですとか、ごみの部分についてもそのようなのですが、そういったものについてもヒンディー語で翻訳したようなものをつくっていかなければならないのかなど。

そうなった場合に、どうしても外部発注という形にならざるを得ない状況なのかなと今考えておりますので、今年度、その部分については十分検討させていただきまして、今後、予算等も含めまして進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解お願いします。

○議長（佐々木孝雄君） 飯田議員。

○7番（飯田美和子君） 今回の骨太方針で

5項目にわたって新たな在留資格を設けるということになったのですけれども、もしかしたら、これから先、想定のことでは答えられないとは思いますが、どんどん広がっていくのではないかなというような予想もされたり、また、2030年には、現在1位だった中国を抜いて、人口の推移でインドが1位になるということで、世界中の人口からいったら5人に1人がインド人というような、そういった時代もやってくるようですので、ほかの、例えば仕事の分野についても、もしかしたら浦河町内ではどんどんどんどんインドの方がふえてくることもあるのかなと思いますので、ぜひ、そういったパンフレットですとか、町内にいらっしゃる労働力ではなくて、生活される方、生活者として受け入れるということで、住みやすい町ということにぜひなっていたきたいなと思いますので、これを要望して終わらせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐々木孝雄君） 以上で、飯田君の質問を終わります。

◎ 散会宣告

○議長（佐々木孝雄君） それでは、本日はこれをもって散会とし、明日、午前9時再開いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時44分